

関西防災・減災プラン

(総 則 編)

(地震・津波災害対策編)



令和 8 年●月改訂

(令和 7 年 3 月改訂)

(令和 6 年 3 月改訂)

(令和 4 年 3 月改訂)

(令和 2 年 3 月改訂)

(平成 29 年 11 月改訂)

(平成 24 年 3 月策定)

関西広域連合
広域防災局

※青字：改訂中間案からの修正箇所

目 次

○ 総則編	p
Ⅰ プランの趣旨	1
1 策定の目的	1
2 策定にあたっての考え方	1
3 策定方針	2
4 計画の見直し	2
プランの特徴	3
広域連合だからできること	4
Ⅱ 対象とする災害	6
Ⅲ 広域連合の役割	7
1 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示	7
2 応援・受援の調整	7
3 災害情報の積極的な活用	8
4 災害に備えるための事業の企画・実施	8
5 自助・共助の取組の促進	8
○ 地震・津波災害対策編	
Ⅰ 被害想定等	9
1 南海トラフ巨大地震の被害想定	9
2 南海トラフ沿いで大規模地震につながる可能性のある異常な現象	<u>13</u>
3 関西圏域の南海トラフ地震防災対策推進地域の状況	<u>14</u>
4 近畿圏直下型地震	<u>15</u>
Ⅱ 災害への備え	<u>17</u>
1 関係機関・団体等との平常時からの連携	<u>17</u>
(1) 構成団体との連携	<u>17</u>
(2) 広域連合他部局との連携	<u>18</u>
(3) 他の広域ブロック等との連携	<u>19</u>
(4) 広域応援制度の調整主体との連携	<u>19</u>
(5) 市町村との連携	<u>21</u>
(6) 国との連携	<u>21</u>
(7) 専門家・防災研究機関等との連携	<u>21</u>
(8) 企業・ボランティア等との連携	<u>22</u>
2 南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災の体系	<u>24</u>

3	防災・減災事業の展開	24
(1)	災害対応体制の整備	25
(2)	訓練・研修の実施	33
(3)	津波災害対策の推進	35
(4)	孤立集落対策の実施	36
(5)	地域防災力の向上	37
(6)	消防団の広域応援体制の推進	38
(7)	防災基盤整備・防災まちづくり等の促進	38
Ⅲ	災害への対応	48
1	初動シナリオ	50
(1)	情報収集体制の確立	51
(2)	緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣	52
(3)	応援・受援体制の確立	52
(4)	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応	59
	初動期オペレーションマップ	63
2	応援・受援シナリオ	69
2-1	現地支援本部・現地連絡所の設置	69
2-2	情報の収集・提供	72
2-3	救援物資の需給調整	73
2-4	応援要員の派遣・受入調整	77
2-5	被災者の支援	81
2-6	広域避難の受入調整	85
2-7	ボランティアの活動促進	88
2-8	帰宅困難者への支援	90
2-9	広域的な災害廃棄物処理の調整	92
	応急対応期オペレーションマップ	97
3	復旧・復興シナリオ	107
3-1	復興戦略の策定	107
(1)	関西復興戦略の策定方針	107
(2)	策定手順	107
(3)	策定体制	107
3-2	被災自治体の復興業務への支援	113
(1)	国等への提言等	113
(2)	主要分野の復興に向けた視点と課題	113
(3)	主要分野の復興シナリオ	113
	復旧・復興期オペレーションマップ	117
(参考)	阪神・淡路大震災からの復興における取組	121

総 則 編

I プランの趣旨

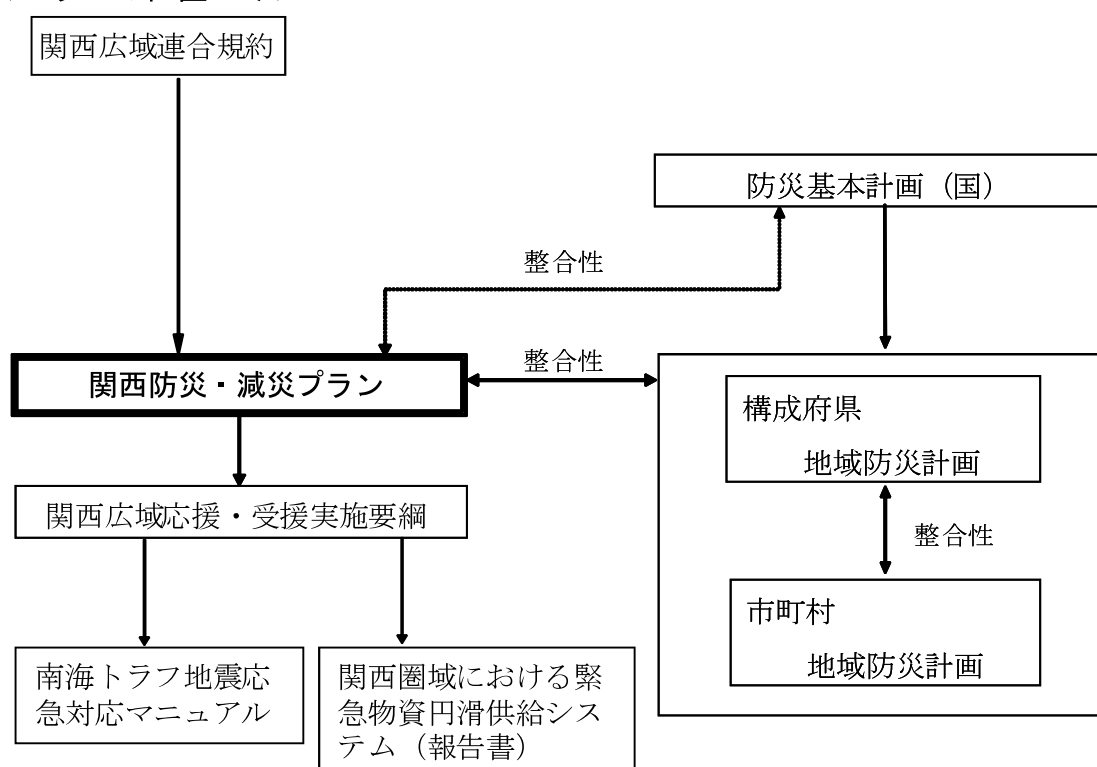
1 策定の目的

関西全体の安全・安心を向上させ、国内のみならず世界の防災・減災モデル“関西”を実現することをめざし、関西広域連合規約及び関西広域連合広域計画に基づき、南海トラフ地震等の大規模広域災害に対し、関西広域連合（以下「広域連合」という。）がとるべき対応方針やその手順を定めるプランを策定する。

構成府県及び政令市（以下「構成団体」という。）は、本プランと地域防災計画との整合性に十分留意し、このプランの実効性を確保する。

また、構成府県は、管内市町村に対して、本プランに基づき、応援・受援体制が整備されるよう働きかけることにより、関西全体の大規模広域災害への対応力の向上を図る。

<プランの位置づけ>



2 策定にあたっての考え方

本プランは、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害に対応するため、広域連合が実施・調整する防災・減災対策を体系的・統合的に示す。

その中で、広域連合が果たすべき役割を明確に示すためには、府県や市町村等との連携・調整の基本的枠組みを示す必要がある。

※ 構成団体、連携県

関西広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県の8府県並びに京都市、大阪市、堺市及び神戸市の4政令市により構成されるが、「広域防災」事務については、鳥取県を除く7府県4政令市が参加している（令和4年3月現在）。

このため、本文中の「構成団体」は、特に注釈がない場合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県の7府県と京都市、大阪市、堺市及び神戸市の4政令市を指す。

また、「連携県」は、特に注釈がない場合、鳥取県並びに関西広域連合の連携団体である福井県及び三重県の3県を指す。

このため、府県や市町村その他の防災・減災に関わる様々な主体が取り組むべき事項ごとに課題と対応を整理し、広域連合と他の主体との関係を明らかにする。

その手法として、初動期から復旧・復興期に至る過程をシナリオ化し、その中で広域連合の役割を明示する。

役割を明示することにより、府県や市町村の一層の防災・減災対策への取組を促し、関西全体の防災力の向上を図る。

3 策定方針

本プランは、次の3つの方針に基づき策定する。

(1) 阪神・淡路大震災、東日本大震災及び熊本地震等の経験・教訓を踏まえたプラン

関西は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災から創造的復興を成し遂げてきており、その経験と教訓、さらには、東日本大震災、熊本地震、令和6年能登半島地震等の支援を通じて見えてきた課題等を踏まえたプランとする。

(2) 府県民にわかりやすいプラン

一般の府県民にも親しめるよう専門用語は極力控え、可能な限り平易な言葉等による読みやすく、分かり易いプランとする。

(3) 充実・発展型のプラン

関西で発生が懸念されている災害は、南海トラフ地震のような広域的な地震・津波災害をはじめ、近畿圏直下型地震や大規模な風水害、原子力災害、新型インフルエンザ等の感染症など多岐に渡る。

このため、それぞれの災害への対応について、「地震・津波災害対策編」、「風水害対策編」、「原子力災害対策編」、「感染症対策編」を設け、今後明らかになる災害対応等の新たな課題や最新の知見等を踏まえ、不断の見直しを行うことによりプランの実効性を担保する。

また、災害に備えるための「防災・減災事業の展開」においては、すべての事業を同時に進めるのではなく緊急性などの観点から事業の優先度を決めて実施する。

4 計画の見直し

本プランは、概ね3年に1度見直しを行う。

ただし、国において防災対応の大きな変更があった場合等、必要があれば適宜プランの見直しを行う。

なお、大規模な広域防災拠点施設の整備など、構成団体が実施する新たな事業に連携して取り組むとともに、進捗に合わせたプランへの反映を行う。

また、プランの見直しにあたっては、想定場面を明確にした訓練を実施し、その検証結果を計画に反映させるなど、定期的に点検を行い計画の効果や実効性の確保を図る。

(参考：計画策定経緯)

平成23年度 総則編、地震・津波災害対策編を策定
原子力災害対策編は概括的・骨格的な計画を策定
平成25年度 原子力災害対策編を改定
平成26年度 風水害対策編、感染症対策編を策定
平成29年度 総則編、地震・津波災害対策編を改訂
平成30年度 原子力災害対策編を改訂
令和元年度 総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編を改訂
令和2年度 感染症対策編（家畜伝染病）を改訂
令和3年度 総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編、原子力災害対策編を改訂
令和5年度 総則編、地震・津波災害対策編、風水害対策編、原子力災害対策編、感染症対策編を改訂
令和6年度 総則編、地震・津波災害対策編を改訂
令和7年度 総則編、地震・津波災害対策編を改訂

プランの特徴

(1) 全国初の本格的な広域にわたる防災・減災プラン

- 関西が一体となって災害対策を実施
- 関西で発生した災害への対応だけでなく関西以外の地域への応援も実施

(2) 「受援」のあり方に踏み込んだプラン

- 応援側が被災現地に飛び込み、被災自治体とともに情報収集し、支援ニーズに応える受援体制を構築

(3) 「初動対応」、「応急対応」に加え、「復旧・復興」過程を含めてシナリオ化したプラン

- ともすれば、混乱しがちな災害現場において、一歩先を見据えた対策が実施できるよう手続きや内容をシナリオ化

(4) 広域連合のみならず防災関係機関の対応を網羅し、災害対応オペレーションの全体像を明示したプラン

- 初動、応急、復旧・復興のそれぞれのステージ、対応すべき事項ごとに、それぞれの事項に係る関係機関の具体的な動きを、特に応援・受援に関するものを中心に災害対応のオペレーションを明示
- 全国の被災地支援や訓練、研修を通じて、関西の災害対応の標準化・共通化を推進

(5) 構成府県、市町村だけでなく、企業、ボランティア団体、府県民と連携・協力を進めるプラン

- 大規模広域災害時に欠かすことのできない民間の力を円滑に発揮して頂くため、平常時からの連携の強化と災害時の協力の方策を構築

(6) 未曾有といわれた2つの大震災等の教訓を盛り込んだプラン

- 初動体制の大切さ、防災関係機関やボランティアとの連携、住民主体の創造的復興、減災対策の大切さなど阪神・淡路大震災の経験と教訓を反映
- カウンターパート方式による支援、現地支援本部の設置、迅速・的確な救援物資の調達・配送の仕組みづくり、各分野のアドバイザーからなる支援チームを派遣など、東日本大震災、熊本地震、令和6年能登半島地震での支援の成果と課題を反映

広域連合だからできること

1 関西全体の防災の司令・調整役として被災府県の応援・受援を迅速に実施

関西広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県の2府6県並びに京都市、大阪市、堺市及び神戸市の4政令市を構成団体と[するし、我が国第2の経済圏を有する](#)広域地方公共団体であり、関西全体の防災に関する責任主体です。1つの組織として、迅速な決定・行動が可能で、[南海トラフ地震等の](#)大規模広域災害発生時には、関西全体の防災の司令・調整役として、構成団体・連携県、国、国の出先機関、[民間事業者等の](#)関係機関と[の間で連携のもと](#)、救援物資、応援要員及び広域避難などの応援・受援のコーディネートを迅速に実施します。

特に、人やモノなど災害対応に欠かせない資源を、広域連合が、被災していない構成団体と被災構成団体との間でスムーズな応援・受援の調整を行います。

2 ノウハウの共有により、質の高い災害対応を行うことが可能

広域連合の構成団体は、阪神・淡路大震災の経験や[全国初のカウンターパート支援を行った東日本大震災のほか、熊本地震、能登半島地震等における災害時に率先して広域的な支援を行うでの支援](#)など、[国内で唯一の広域自治体として](#)、これまでに積み上げてきた災害対応のノウハウを持っています。

[南海トラフ地震等の](#)大規模広域災害が発生すれば、それぞれの構成団体が持つ優れたノウハウを集め、広域連合の調整のもと各構成団体が[官民で連携して](#)災害対応にあたりますので、広域連合全体として、より質の高い対応が可能になります。

また、関西には防災に関する学術研究機関が集積しており、これらの機関と連携して、災害の被害軽減のための研究成果や、事前防災の考え方を関西全体で共有・確立することを目指します。

3 国の出先機関など関西の関係機関とともに迅速かつ的確な災害対応を実現

広域連合の対象エリアは関西を管轄エリアとする国の出先機関やライフライン事業者とほぼ重なっています。平常時においても業務の連携がしやすい等の利点を生かして、広域的な応援・受援調整を行うなどの災害対応にあたることにより、関西全体のいち早い復旧・復興が可能になります。

4 他の広域団体や民間企業、ボランティア等との連携により、迅速な災害対応や被災地のいち早い復旧・復興を実現

関西が近隣の地域と同時に被災した場合でも、関東九都県市や九州地方知事会等他ブロックの広域団体と締結した相互応援協定などにより、効果的な災害対応が可能となります。

また、救援物資の提供・調達・配送や帰宅困難者支援の連携体制を構築するなど、関西の企業やボランティア団体等と日頃から連携し、災害対応の仕組みを充実させることにより、関西をあげて被災地支援を行い、被災地の一日も早い復旧・復興が可能となります。

5 これまで取り組んで来なかった広域防災事務の実施で関西の安全・安心を向上

構成団体が個別に防災研修などを実施するのではなく、広域連合でまとまって実施する方が、質の高い効果的な事業となります。

また、津波災害に関し、鉄道事業者や地下街関係者と避難に関する検討を行うことなどこれまで取り組んで来なかった広域防災事業を行うことで、関西全体の安全・安心が向上します。

Ⅱ 対象とする災害

本プランは、被害が複数府県にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害を対象とする。

具体例は、次のとおりである。

災害区分	具 体 例
地震・津波災害	・ 南海トラフ地震などの海溝型地震 ・ 生駒断層帯地震などの近畿圏直下型地震
風水害	・ 伊勢湾台風級の台風の大阪湾等への接近による高潮災害 ・ 琵琶湖・淀川等の大河川の洪水氾濫、集中豪雨による広範な内水氾濫及び土砂災害
原子力災害	・ 原子力発電所事故
感染症	・ 新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等のまん延 ・ 高病原性鳥インフルエンザ・口蹄疫・豚熱等のまん延

その他、鉄道事故、航空機事故等の大規模事故災害、武力攻撃及び緊急対処事態における攻撃による災害等、府県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある緊急の事案など広域的な対応が必要とされる災害、または大規模広域災害が発生するおそれがある場合については、プラン（総則及び各災害対策編）及び関西広域応援・受援実施要綱に準じて対応する。

また、災害対策を実施する地域については、関西圏域（広域連合構成府県及び連携県の区域）内を中心に圏域外の応援についても必要に応じて実施する。

なお、複合災害が発生する可能性もあることから、対策の検討に当たっては、より厳しい事象についても可能な範囲で考慮するものとする。広域連合及び各構成団体は、プランの各災害対策編及び関西広域応援・受援実施要綱に基づき、要員・資機材の投入や応援要請などについて総合的に調整を行う。

【複合災害の例】

- 1 自然災害に伴う二次災害等
 - ・ 地震災害発生直後の台風襲来等による風水害の発生
 - ・ 地震により石油コンビナートで大規模な爆発・火災等が発生
- 2 南海トラフ沿いにおける地震の同時・連続発生
- 3 域内被害対応と域外支援を行う場合
 - ・ 域内風水害対応中に域外で地震が発生し、域外支援を行う場合
- 4 感染症まん延時における自然災害の発生

等

Ⅲ 広域連合の役割

広域連合は、大規模広域災害が発生した際には、関西圏域内の応援・受援の調整、全国からの応援に対する受援の調整、及び関西圏域外への応援の調整を行う。また、平常時から、国、関係機関・団体等と連携を図るとともに、防災・減災力の向上を図るための事業の企画・実施を行う。

1 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示

大規模広域災害が発生した時の広域連合、構成団体の広域対応指針を初動シナリオ、応援・受援シナリオ、復旧・復興シナリオにより提示する。

(1) 初動（発災から概ね3日間）シナリオ

情報収集、緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣、災害対策（支援）本部の設置、現地支援本部等の設置など

(2) 応援・受援（避難所期）シナリオ

救援物資の需給調整、応援要員の派遣・受入調整、広域避難の受入調整など

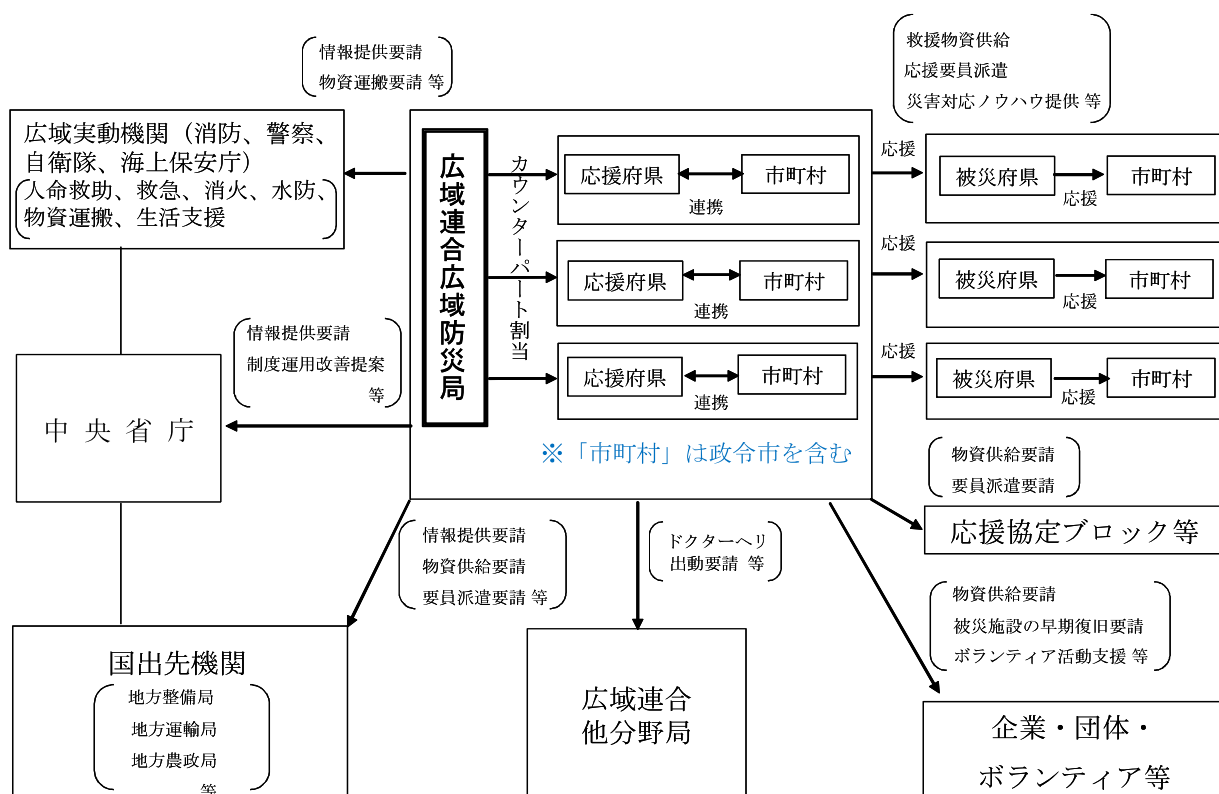
(3) 復旧・復興（仮設住宅期）シナリオ

復興戦略の策定、被災自治体の復興業務への支援など

2 応援・受援の調整

災害の規模が大きく、被害が甚大で被災府県・市町村だけでは対応できない場合において、国や関係機関・団体等と連携を図りながら広域連合が構成府県内外の広域的な応援・受援の調整を行い、関西が一体となって災害対策を実施する。

<国、広域連合、府県、市町村等の連携>



3 災害情報の積極的な活用

(1) 情報収集等

大規模広域災害においては、各構成団体が取りまとめた災害情報に加え、近隣自治体、国の関係機関や民間事業者からも情報を収集し、関西圏域全域における情報分析・活用を図る。

なお、各構成府県は、災害時の被災状況等の情報を市町村から迅速に収集する体制を整備するとともに、広域連合に対し各府県で取りまとめた情報を遅滞なく報告するよう努める。

また、情報収集等に当たっては、効果的・効率的な災害対応を行うため、ドローンをはじめとする遠隔操作機器等の新技術や、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）や新物資システム（B-PLo）、災害対応車両登録制度（D-TRACE）をはじめとする、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなどを利活用し、災害対応業務のデジタル化を促進する。また、通信が途絶する場合も想定し、情報共有手段の冗長化やデータ容量等の効率化に努める。

【参考】

「令和6年能登半島地震に係る検証チーム（2024）令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術 ～自治体等活用促進カタログ～」

https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho_team_catalog.pdf

(2) 情報共有

広域連合が、整理・集約した情報については、SNSやTV会議システム、先端的なモバイルツール等を活用して、遅滞なく構成団体及び連携県と情報共有を図る。

なお、各構成府県は、広域連合や管内被災市町村から得た情報を遅滞なく管内市町村と共有するよう努める。

(3) 情報発信

構成団体及び連携県と連携し、Lアラート（災害情報共有システム）、電子メール、SNS、ホームページ及びアプリケーション等多様なツールを用いて府県民に対して被害の状況や広域連合・構成団体・連携県の対応、被災住民の行動についてのメッセージ等を発信する。

4 災害に備えるための事業の企画・実施

大規模広域災害が発生した際、迅速かつ的確に対応できるよう平常時から、国、関係機関・団体等と連携するとともに、広域応援訓練、防災人材育成事業・減災対策の普及啓発などの防災・減災事業を企画・実施する。

5 自助・共助の取組の促進

大規模広域災害が発生した場合、関西だけでは十分な対応ができないことから、他の広域ブロックや民間事業者にも応援を求めるなど公助による災害対応を行うこととしているが、全国的な資源の不足や応援の遅れ等も考えられる。

広域連合及び構成団体は、災害時のこのような状況等も踏まえ、平時から住民・企業等の自助・共助の取組の促進を図る。

地震・津波災害対策編

I 被害想定等

関西において大規模広域災害をもたらす地震としては、次のものが想定されており、各府県で行った被害想定をもとに、広域連合としての防災・減災対策を体系的に講じる。

- ・ 南海トラフ巨大地震
 - ・ 琵琶湖西岸断層^黄地震
 - ・ 花折断層帯地震
 - ・ 奈良盆地東縁断層帯地震
 - ・ 京都西山断層帯地震
 - ・ 生駒断層帯地震
 - ・ 上町断層帯地震
 - ・ 大阪湾断層帯地震
 - ・ 中央構造線断層帯地震
 - ・ 山崎断層帯地震
- 等

以下に、南海トラフ巨大地震と生駒断層帯地震については、各府県が地域防災計画で想定している被害想定を示すとともに、参考として、中央防災会議による被害想定も示した。

また、琵琶湖西岸断層^黄地震、花折断層帯地震、奈良盆地東縁断層帯地震、京都西山断層帯地震、上町断層帯地震、大阪湾断層帯地震、中央構造線断層帯地震及び山崎断層帯地震については、資料編に整理した。

1 南海トラフ巨大地震の被害想定

関西で一番大きな被害が発生すると想定される南海トラフ全体が動いて発生する地震の被害想定を示す。なお、南海トラフ全体が動いて発生する地震の他、1854年の安政地震では、東海地震（東南海地震を含む）が先行して発生し、32時間後に南海地震が発生した。また、1944年に発生した東南海地震では、その2年後に南海地震が発生しており、①南海トラフ全体、②南海、東南海の連動、③東南海と南海の時間差発生などあらゆる連動ケースの可能性に留意する必要がある。（時間差発生のケースにおける対応については、p. 57を参照。）

なお、局所的な地震とは異なる被害様相やそれに伴う対応が必要になる可能性があることから、構成団体及び連携県は、被災状況を想定したシミュレーション等を実施した上で、定量的な分析等を行うなどにより対策の実効性向上に努める。

○各府県による被害想定

府県名	死者数	全壊棟数	府県内の最大震度	各府県減災目標（死者数）	削減効果
滋賀県	474	12,837	6 強	—	—
京都府	860	70,210	6 強	死者数0を目指す	—
大阪府	133,891	179,153	6 強	7,400	9 割減
兵庫県	29,097	38,548	7	400	△28,700
奈良県	1,600	47,000	6 強	—	—
和歌山県	90,400	158,700	7	—	—
徳島県	31,300	116,400	7	死者数0を目指す	—
鳥取県	—	—	—	—	—
福井県	—	—	—	—	—
三重県	53,000	248,000	7	—	—
合計	340,622	870,848		—	—

※ 被害想定 の条件は、各府県独自のものによる。

<津波の想定（※1）>

府県名 （最高津波水位市町村名）	津波到達時間 （※2）	最高津波水位 （T. P. m）
大阪府（大阪市住之江区）（※3）	110分	5.1m
兵庫県（南あわじ市）	44分	8.1m
和歌山県（すさみ町）	3 分	19m
徳島県（美波町）（※4）	10分	20.9m

※1 津波想定 の条件は、各府県独自のものによる。

※2 初期水位より 1 m 上昇する時間。ただし、徳島県は初期水位から ±20 cm の変化が生じるまでの時間

※3 大阪府の津波到達時間の最短は岬町で 54 分（最高津波水位 3.8m）

※4 徳島県美波町で津波到達時間が最短となる場所と最高津波水位の到達する場所は異なる。

※5 実際の地震の際、断層のずれ方によってはこれよりも早く到達する可能性もある。

【参考】

○国の被害想定

(令和7年3月)

府県名	死者数（注1）	全壊棟数（注2）	府県内の最大震度
滋賀県	<u>400</u>	<u>16,000</u>	6強
京都府	<u>700</u>	<u>64,000</u>	6強
大阪府	<u>7,100</u>	<u>297,000</u>	6強
兵庫県	<u>4,500</u>	<u>50,000</u>	7
奈良県	<u>1,600</u>	<u>44,000</u>	6強
和歌山県	<u>65,000</u>	<u>166,000</u>	7
徳島県	<u>41,000</u>	<u>136,000</u>	7
鳥取県	—	300	5強
福井県	—	<u>1,800</u>	5強
三重県	<u>24,000</u>	<u>234,000</u>	7
関西計	<u>144,300</u>	<u>1,009,100</u>	—
全国計	<u>282,000</u>	<u>2,333,000</u>	—

（注1）陸側ケース、津波ケース③、冬深夜、風速8m/s、（早期避難率低）の場合の揺れによる建物倒壊、津波、急傾斜地崩壊、火災による死者発生

（注2）陸側ケース、津波ケース③、冬夕、風速8m/sの場合の揺れ、液状化、津波、急傾斜地崩壊、火災の発生による建物倒壊

<津波の状況>

沿岸域名	津波到達時間 (1m上昇時)	津波最大高さ
大阪湾	60-90分	3-5m
淡路島南部	40-50分	3-5m
瀬戸内海（兵庫県沿岸）	60-90分	3-5m
和歌山県東岸	0-10分	15-20m
和歌山県西岸	30-50分	15-20m
徳島南岸	10-20分	10-15m
徳島東岸	30-40分	5-10m

出典：「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）」（内閣府）

※1 上記各地区とも約50分から60分周期で4、5波来襲、発災から5～6時間継続する。

※2 実際の地震の際、断層のずれ方によってはこれよりも早く到達する可能性もある。

2 南海トラフ沿いで大規模地震につながる可能性のある異常な現象

	半割れケース (M8.0以上の地震発生)	一部割れケース (M7.0以上 M8.0未満の地震発生)	ゆっくりすべりケース (通常とは異なるゆっくりすべり)
発生場所	想定震源域内のプレート境界	想定震源域内のプレート境界及びプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲	想定震源域内のプレート境界
M8.0 クラス以上の地震が 7 日以内に発生する頻度	十数回に 1 回程度 (通常(※)の 100 倍程度)	数百回に 1 回程度 (通常の数倍程度)	—
想定される被害等	- 震源域の目の前だけでなく、太平洋沿岸全域に対し大津波警報、津波警報が発表される。その後、半日から 1 日で大津波警報及び津波警報から津波注意報に切り替えられる。 - 被災地域では、広範囲にわたり電力、水道等のライフラインが停止し、多くの道路で亀裂、沈下等による不通が生じ、鉄道や空港などの交通インフラも停止する。 - 被災地域以外では、一次的に交通インフラが停止するが、ライフラインに大きな被害はない。	- 震源域に近い一部の沿岸地域では、緊急地震速報や津波警報が発表され、「半割れケース」と比較して狭い範囲に津波警報等が発表される。その後、半日程度で津波警報から津波注意報に切り替えられる。 - 交通インフラやライフラインに大きな被害は発生せず、多くの地域で人的、物的にも大きな被害が発生していない。	- ひずみ計等で通常と異なるゆっくりすべりが観測されているものの、揺れを感じることはなく、津波も発生しない。 - 交通インフラやライフライン等は通常通りに活動を続けている。

※ 通常とは、30 年以内に 60～90%程度以上 の発生頻度。

3 関西圏域の南海トラフ地震防災対策推進地域の状況

南海トラフ地震防災対策推進法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域が、関西圏内では下表のとおり指定されている。

○南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定し、内閣総理大臣が指定。

〔指定基準〕・震度 6 弱以上の地域、津波高さ 3 m 以上で海岸堤防が低い地域

- ・過去に発生した南海トラフ地震で大きな被害を受けた地域
- ・周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域

○南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を内閣総理大臣が指定。

〔指定基準〕・津波により 30cm 以上の浸水が地震発生から 30 分以内に生じる地域

- ・特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
- ・地域の実情を踏まえた津波避難の困難性を考慮して同一都道府県において市町村が実施する津波避難対策の一体的確保を図る必要が高い地域

府県名	震度	防災対策推進地域 (津波避難対策特別強化地域を除く。)	津波避難対策特別強化地域
三重県 (全域)	7	多気町、玉城町、度会町	[20m 以上]鳥羽市、志摩市、南伊勢町 [10～19m]紀北町、尾鷲市、熊野市、大紀町、御 浜町、紀宝町 [5～9m]伊勢市、明和町、津市、松阪市、鈴鹿市
	6 強	桑名市、亀山市、伊賀市、木曽岬町、東員町、菰 野町、朝日町、大台町	[5～9m]四日市市 [4m 以下]川越町
	6 弱	名張市、いなべ市	
滋賀県 (全域)	6 強	大津市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、 甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、米原市、竜 王町	
	6 弱	長浜市、栗東市、高島市、日野町、愛荘町、豊郷 町、甲良町、多賀町	
京都府	6 強	京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八 幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、 精華町	
	6 弱	亀岡市、南丹市、井手町、宇治田原町、笠置町、 和束町、南山城村	
大阪府	6 強	大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木 市、泉佐野市、寝屋川市、大東市、門真市、摂津 市、東大阪市、泉南市、阪南市、島本町、田尻町、 岬町	
	6 弱	堺市、岸和田市、池田市、泉大津市、貝塚市、守 口市、八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、 和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤 井寺市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、豊能町、 忠岡町、熊取町、太子町、河南町、千早赤阪村	
兵庫県	7		[5～9m]南あわじ市、洲本市
	6 強	神戸市、姫路市、明石市、加古川市、高砂市、淡 路市、たつの市、播磨町	
	6 弱	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、相生市、赤穂 市、宝塚市、三木市、川西市、小野市、加西市、 加東市、稲美町、太子町	

府県名	震度	防災対策推進地域 (津波避難対策特別強化地域を除く。)	津波避難対策特別強化地域
奈良県 (全域)	6 強	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、宇陀市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、王寺町、広陵町、河合町、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	
	6 弱	生駒市、葛城市、山添村、平群町、高取町、明日香村、上牧町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、野迫川村	
和歌山県 (全域)	7	和歌山市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、広川町、美浜町、日高町、由良町、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町、古座川町、串本町	[10～19m] 有田市、御坊市、田辺市、新宮市、湯浅町、由良町、日高町、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町 [5～9m] 和歌山市、海南市、広川町 [4m 以下] 古座川町
	6 強	橋本市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、有田川町、印南町、日高川町、那智勝浦町、太地町、北山村	
	6 弱	高野町	
徳島県 (全域)	7	吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、上勝町、石井町、那賀町、北島町、藍住町、板野町、上板町	[20m 以上] 美波町、海陽町 [10～19m] 阿南市、牟岐町 [5～9m] 徳島市、鳴門市、小松島市
	6 強	勝浦町、佐那河内村、神山町、つるぎ町、東みよし町	[5～9m] 松茂町

4 近畿圏直下型地震

[生駒断層帯地震の被害想定]

○ 各府県の地域防災計画における被害想定

府県名	死者数	全壊棟数	府県内の最大震度
滋賀県	－	－	－
京都府	3, 400	72, 700	7
大阪府	9, 777	275, 316	7
兵庫県	323	7, 538	6 強
奈良県	4, 257	98, 123	7
和歌山県	－	－	－
徳島県	－	－	－
鳥取県	－	－	－
福井県	－	－	－
三重県	－	－	－
合 計	17, 757	453, 677	－

【参考】

○ 中央防災会議東南海・南海地震等に関する専門調査会の被害想定

(平成 19 年 11 月 1 日)

〔生駒断層帯地震の被害想定〕

府県名	死者数（注 1）	全壊棟数（注 2）	府県内の最大震度
滋賀県	約 30	約 500	6 弱
京都府	約 4, 000	約 150, 000	7
大阪府	約 9, 800	約 300, 000	7
兵庫県	約 10	約 500	6 弱
奈良県	約 4, 800	約 110, 000	7
和歌山県	－	約 40	5 強
徳島県	－	－	－
鳥取県	－	－	－
福井県	－	－	－
三重県	－	約 100	5 強
関西計	約 18, 640	約 561, 140	－
全国計	約 18, 640	約 561, 140	－

（注 1） 冬 5 時 風速 15m/s の場合 揺れによる建物倒壊の他、火災、崖崩れによる死者発生

（注 2） 冬 12 時 風速 15m/s の場合 揺れの他、火災、液状化、崖崩れによる建物全壊

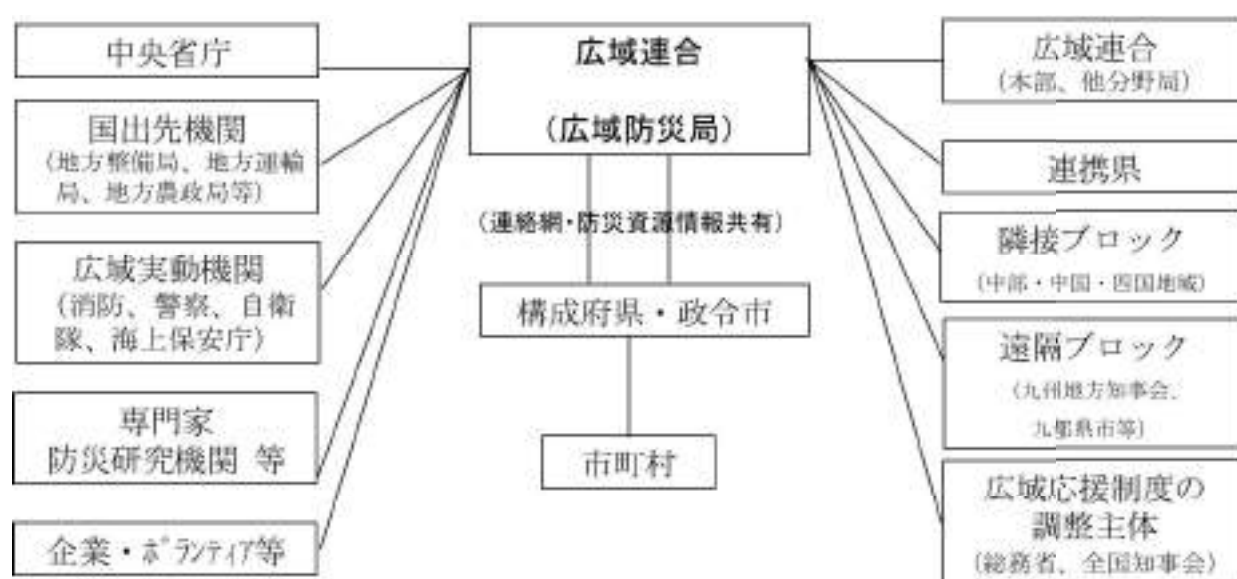
Ⅱ 災害への備え

広域連合は、平常時から関係機関・団体等と連携を図るとともに、防災・減災に資する事業を展開し、災害、または大規模広域災害が発生するおそれがある場合に備える。

1 関係機関・団体等との平常時からの連携

広域連合は、大規模広域災害に対して、構成団体、広域連合他分野局、連携県、隣接ブロック・遠隔ブロック、全国知事会等の広域応援制度の調整主体、国（中央省庁、出先機関）、広域実動機関、専門家・研究機関及び企業・ボランティア等が連携して対処するための体制整備を行う。

<広域連合と関係機関・団体等との関係>



(1) 構成団体との連携

① 府県地域防災計画との整合性の確保

本プランの実効性の確保を図るため、各構成府県は、府県地域防災計画との整合性を確保する。

また、各構成府県は、管内市町村に対して、本プランとの整合性の確保を働きかける。

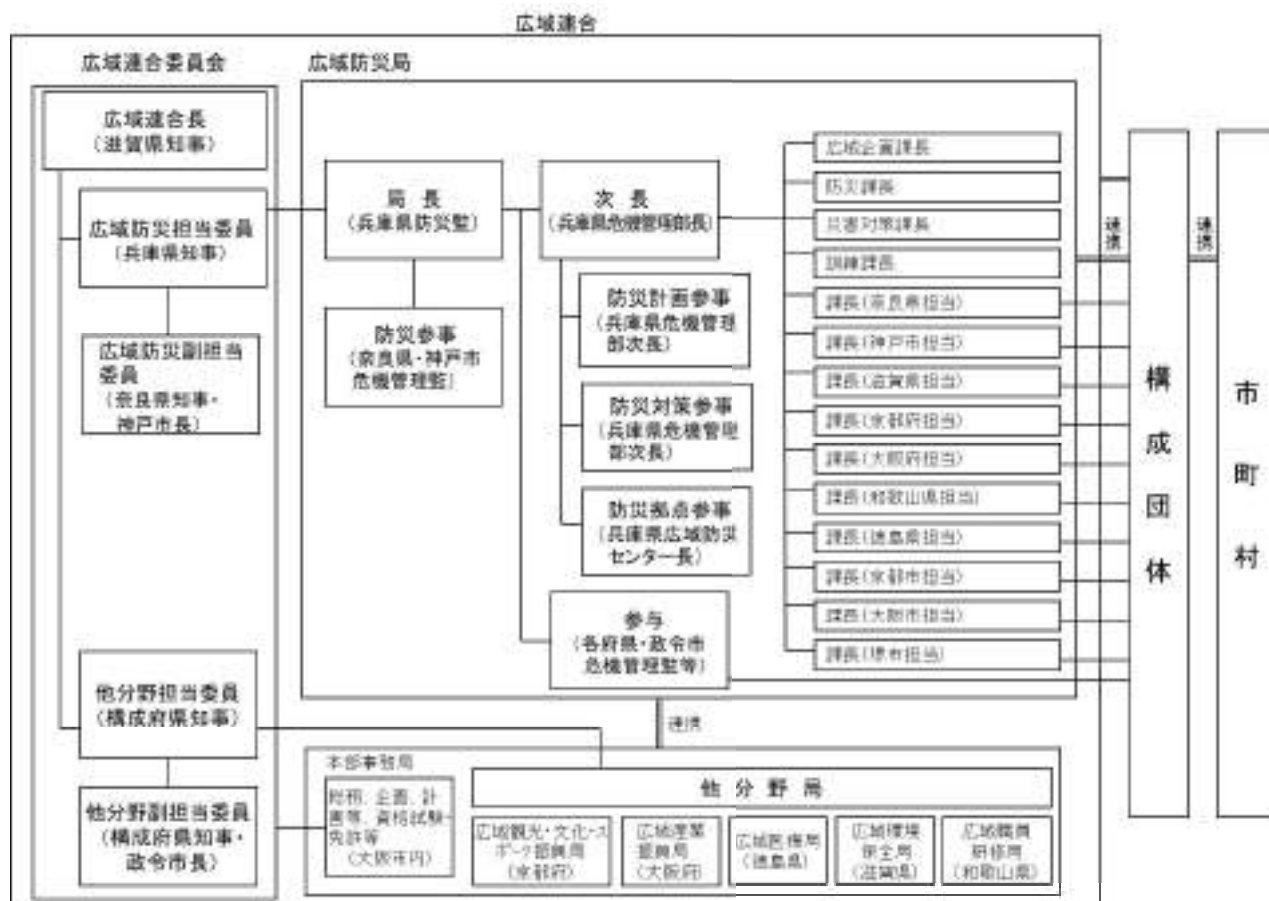
② 組織体制の整備

広域連合の分野事務局の一つとして広域防災局を置く。

広域防災局の事務局は、兵庫県、奈良県、神戸市の職員が兼務で担う。

また、各構成団体の危機管理監等が広域防災局の参与を兼務するとともに、各構成団体の防災担当課長が広域防災局の各構成団体担当課長を兼務する。

＜広域連合（広域防災局）の組織＞



③ 緊急連絡体制等、複数の情報通信手段による連絡体制の構築

一般電話、携帯電話、防災行政無線、Jアラート（全国瞬時警報システム）、Lアラート（災害情報共有システム）、ファクシミリ、電子メール、衛星電話、TV会議システム及びSNS等、複数の情報通信手段による連絡体制を構築する。

④ 大規模広域被害想定の実施・共有

南海トラフ地震等の大規模広域災害の被害想定について構成府県間で共有する。

⑤ 人的・物的資源の情報共有の推進

職種別人員の状況、救援物資及び資機材等の保有状況に関する資料（資源管理表）を定期的に交換することにより、人的・物的資源に関する情報を共有する。

⑥ 災害廃棄物処理の情報共有等の推進

廃棄物処理施設や災害廃棄物の仮置場として利用可能な土地等に関する情報の共有など、平時からの連携を推進する。

(2) 広域連合他部局との連携

- ・ ドクターヘリ派遣、救護班等派遣支援
- ・ 風評被害対策、被災地への集客促進
- ・ 広域周遊中の観光客被害情報収集・発信
- ・ 直接、間接の被災企業に対する支援 など

(3) 他の広域ブロック等との連携

連携県や隣接ブロック等との相互応援協定を締結すること等により、災害が発生した場合の応援体制を整備する。

① 連携県

福井県及び三重県との相互応援協定及び鳥取県との相互応援の覚書に基づき、同じ関西圏域の福井県、三重県及び鳥取県で災害が発生した場合、応援・受援体制を整備する。

② 隣接ブロック

救援物資、応援要員及び広域避難等に関する応援・受援が迅速に実施できるよう全国知事会とも連携をとりながらすでに相互応援協定を締結している中国及び四国地域に加えて、中部地域との相互応援協定についても検討を進める。

③ 遠隔ブロック

大規模広域災害では、隣接ブロックも被災し、応援を求めることが困難な場合もあることから、全国知事会とも連携をとりながらすでに相互応援協定を締結している関東九都県市や九州地域に加え、その他の遠隔ブロックとの相互応援協定についても検討を進める。

(4) 広域応援制度の調整主体との連携

阪神・淡路大震災後の平成8年7月に全国知事会の「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」が締結されたが、近年では平成26年4月に政令指定都市市長会の「広域・大規模災害時における政令指定都市市長会行動計画」、平成30年3月に総務省の「応急対策職員派遣制度」が運用されており、カウンターパート方式による大規模災害時の広域応援制度が整備されている。

広域連合では、これらの制度と整合性をとって円滑な広域応援を実施するため、平時からこれら制度の調整主体と連携する。なお、政令指定都市市長会とは、構成政令市を通じて連携する。

また、総務省の「応急対策職員派遣制度」によらない、DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、DWAT（災害派遣福祉チーム）等の専門チームの派遣調整においても各省庁等との連携に努める。

○ カウンターパート方式とは

被災自治体に対し、応援する自治体を割り当てて応援する方式。応援自治体が複数になる場合もある。

府県レベルの他、市町村レベルのカウンターパート方式があり、支援の偏りをなくし、機動的で責任のある継続的な支援が行えるとして、東日本大震災で広域連合がこの方式による応援を実施したことが高く評価された。

(各組織の広域応援制度の概要)

区分	総務省	全国知事会	政令指定都市市長会
制度の名称	応急対策職員派遣制度	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画
施行日	平成30年3月23日	平成8年7月18日	平成26年4月1日
調整組織	被災市区町村応援職員確保調整本部	緊急広域災害対策本部	中央支援本部
構成	総務省及び関係団体 事務局／総務省 ※関係団体：全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会	本部長／会長 副本部長／危機管理・防災特別委員会委員長 構成員／各ブロック幹事県知事、危機管理防災特別委員会副委員長、事務局次長、各部長、公益財団法人都道府県センターの各部長	本部長／会長 構成／事務局職員、各指定都市東京事務所及び被災ブロックに対応した中央支援本部派遣グループからの派遣職員
調整方法	①災害対応業務応援職員の派遣 ・まずは現地調整会議が被災地域ブロック内での派遣団体を調整し、それが困難な場合は確保調整本部が全国からの派遣を調整する二段階方式。都道府県とは全国知事会が、指定都市とは指定都市市長会が中心となつての調整を行う。 ・被災市区町村に都道府県又は政令市を原則1：1で割り当てる対口支援方式。都道府県は区域内の市町村と一体的に職員派遣を行う。 ②総括支援チームの派遣 ・災害マネジメント総括支援員とそれを補佐する支援員からなるチームを派遣。被災市区町村の首長等に災害マネジメントを総括的に支援。 ・支援員は、地方公共団体の推薦に基づき、総務省の名簿に登録された者の中から派遣。対口支援団体決定後は対口支援団体から派遣。	・被災ブロックの幹事県から広域応援の要請があつた場合には、全国知事会が都道府県に対して応援の要請 ・通信の途絶等により要請がなされない場合でも、全国知事会には必要があると認められる場合は応援の要請を行うことができる。 ・首都直下地震等により全国知事会による調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が代行し、それが困難なときは近畿ブロック知事会の幹事県が代行。	・現地支援本部長は、中央支援本部長及び被災地に派遣された支援隊派遣都市の市長と協議の上、支援先候補の被災市区町村及び支援元候補の指定都市を決定、中央支援本部長が、支援元の指定都市に支援の実施を依頼。 ・応援職員確保システムに基づく確保調整本部及び現地調整会議が設置されている場合は、確保調整本部及び現地調整会議に参加し、被災市区町村への対口支援を調整・決定。

※ いずれの制度も、地方公共団体が個別に締結する災害時相互応援協定等を妨げるものではない。

(5) 市町村との連携

被災地の災害対応業務では、避難所運営、家屋被害認定、罹災証明書交付等の災害時発生行政業務のほか、被災者の生活再建支援が主要な業務となる。

これらを円滑に応援するためには、これらの業務を専門とする市町村と連携した支援が不可欠であることから、構成府県は平時から管内市町村と連携をしておく。

[被災市町村への応援要請の規定整備]

都道府県が他の都道府県に対し、管内の被災市町村への応援を求めることや、応援を求められた都道府県が地域内の市町村に被災市町村の応援を求めることについては、東日本大震災後の平成 24 年 6 月に改正された災害対策基本法では、内閣総理大臣を介した応援の要求の場合以外は規定が設けられていなかったが、平成 30 年 6 月の災害対策基本法改正では都道府県が直接他の都道府県に応援を求める場合にも規定整備が行われた。

また、令和 3 年 5 月の災害対策基本法改正では、災害が発生するおそれがある段階においても、協議等ができるよう規定整備が行われた。

(6) 国との連携

関係省庁等との緊密な連携のもと、迅速に災害対応が実施できる体制を構築するとともに、国の持つ科学的知見を活用しながら災害に備える。

① 関係省庁等との連携

ア 中央省庁との連携

災害発生時に国や国の現地対策本部に対して、関西圏域を越えて必要となる救援物資や要員の派遣等の支援要請が迅速かつ的確に実施できるよう情報連絡体制を整備する。

また、必要に応じて制度運用の改善や財源の確保等について国に提案する。

イ 国出先機関との連携

災害発生時に地方整備局など国の出先機関に対して、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の派遣要請や輸送手段の確保などの支援要請が迅速かつ的確に実施できるよう情報連絡体制を整備する。

ウ 広域実動機関との連携

災害発生時に迅速な災害対応を行うため、消防、警察、自衛隊及び海上保安庁の部隊等の派遣要請が迅速かつ的確に実施できるよう情報連絡体制を整備するとともに、平素から緊密な連携を図る。

② 科学的知見の活用

国が実施する津波被害想定や地震・津波観測監視システム（DONET）、海底津波計システム（DART）等先端津波観測技術情報等、国の持つ科学的知見を活用する。

(7) 専門家・防災研究機関等との連携

防災に関する専門家、研究機関等の知見や各種研究成果を災害対策に役立てるとともに、平常時から専門家等とのネットワークを構築する。

(8) 企業・ボランティア等との連携

① 企業等との協力・連携

企業・業界団体との意見交換や協定を締結するなどにより、災害時等において、企業・業界団体との協力が得られる仕組みを構築する。

締結済みの下表の協定についても、災害時における具体的な連絡調整方法について互いに定期的な確認を行うなど、実効性の確保に努める。加えて、企業・業界団体に対し、ボランティアへの積極的な参画・支援を働きかける。

(広域連合と企業等との協定一覧)

協定名	締結日	相手方	支援内容
災害時における帰宅困難者支援に関する協定書	H23. 9. 22 H24. 11. 22 H27. 3. 17 R3. 9. 23 R4. 9. 23 R5. 7. 20	コンビニエンスストア、外食事業者等 27 社	災害時に帰宅困難者に対してトイレ、水道水、道路情報を提供等
大規模広域災害時における救援物資の提供及び調達に関する協定書	H25. 2. 25	プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン(株)	(平時) P&G から広域連合へ救援物資の無償提供 (災害時) 広域連合から P&G へ救援物資の供給要請
災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定	H25. 3. 5	近畿 2 府 7 県、朝日航洋(株)、中日本航空(株)、四国航空(株)、アキヘリコプター(株)、東邦航空(株)、学校法人ヒラタ学園	災害等緊急時に協定締結府県からの要請に基づき、物資及び人員の輸送に協力
船舶による災害時の輸送等に関する協定書	H25. 3. 27	近畿旅客船協会、神戸旅客船協会	災害時に連合構成団体からの要請に基づき、船舶による輸送等の業務に協力
復興まちづくりの支援に関する協定	H25. 3. 29	近畿災害対策まちづくり支援機構 (H29. 9 阪神・淡路まちづくり支援機構より名称変更)	災害時の地域の復興に向けたまちづくりに関する専門相談等に協力を得る
危機発生時の支援協力に関する協定	H25. 8. 29	一般社団法人関西ゴルフ連盟、徳島県ゴルフ協会	危機発生時にクラブハウス等のゴルフ場施設を緊急避難地等として利用
災害時におけるボランティア支援に関する協定書	H27. 5. 17	ライオンズクラブ国際協会 335 複合地区	被災地のボランティアセンターまでのボランティア輸送バスの手配・提供等
原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定	H27. 8. 17	近畿 2 府 8 県及び各府県放射線技士会、日本診療放射線技士会	原子力災害時の汚染スクリーニング及び除染に備えた人材育成、住民等に対する放射線被ばくに関する知識の普及等
大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	H27. 8. 17	近畿 2 府 8 県及び各府県宅建協会、不動産協会、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会	被災者への利用可能な空き室情報の提供及び空き室情報に基づく住宅のあっせん等に協力
大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定	H27. 12. 2	近畿 2 府 8 県及び各府県バス協会	被災者、災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務に協力
災害時における被災地支援に関する協定書	H28. 8. 28 H29. 7. 19(変更)	公益社団法人日本青年会議所近畿地区協議会	物的・人的支援、ボランティア活動のための資機材の提供等
大規模広域災害時におけるフォークリフトの提供に関する協定	R2. 3. 19	トヨタ L & F 近畿 (株)、トヨタ L & F 兵庫 (株)、トヨタ L & F 奈良 (株)、トヨタ L & F 和歌山 (株)、トヨタ L & F 岡山 (株)、トヨタ L & F 徳島 (株)	基幹的物資拠点及び府県市圏域の物資拠点、備蓄拠点等の運営に必要なフォークリフトの提供
大規模広域災害における連携・協力に関する協定	R2. 3. 26	西日本電信電話 (株)、関西電力 (株)、大阪ガス (株)	道路啓開及びライフライン設備等の復旧事業における連携・協力
災害時における愛玩動物への救護活動等に関する協定	R4. 3. 24	近畿地区連合獣医師会	災害時の飼養等されている愛玩動物に対する餌の配布等
<u>災害時におけるドローンによる支援活動に関する協定書</u>	<u>R7. 10. 1</u>	<u>近畿 2 府 6 県 4 政令市、一般社団法人日本 U A S 産業振興協議会</u>	<u>ドローンによる調査、情報収集及び物資の運搬等</u>

**【参考】ライフライン事業者との大規模広域災害における連携・協力に関する
協定の締結（R2. 3）と訓練の実施（R2. 11）**

ライフライン事業者との間で「大規模広域災害における連携・協力に関する協定」を締結し、平時からの情報共有と大規模広域災害時の連携・協力に向けた体制を構築した。

また、ライフライン事業者や実働機関と連携して訓練を実施し、上記の協定に基づく連携・協力を実効性あるものとした。



ライフライン事業者との
協定締結式（R2. 3）



令和 2 年度関西広域応援訓練（R2. 11）

（堺泉北港 2 区基幹的広域防災拠点）

左：倒木除去訓練 右：災害復旧資材の空輸訓練

② 企業防災の推進

構成団体は、中小企業等における防災・減災対策の普及を推進するため、商工会・商工会議所等と連携して事業継続力強化支援計画の策定に努める。

広域連合は、各構成団体と連携し、企業等の BCP の策定を支援する。

③ ボランティア・NPO との連携

被災地における災害ボランティアのニーズに迅速に対応できるよう、構成団体は、[国の「被災者救護協力団体の登録制度」等を活用し](#)、平時から管内の社会福祉協議会、日本赤十字社、ボランティア・NPO、中間支援組織との連携体制を[整備構築](#)するとともに、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備し、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、構成団体は、市町村が NPO や社会福祉協議会等関係機関との間で、災害廃棄物等の撤去等にかかる連絡体制を構築するとともに、災害廃棄物の分別・排出方法等について、速やかに広報・周知できるよう支援に努める。

<構成府県が府県社会福祉協議会・NPO 等と平常時から連携する取組例>

取組例	内 容
災害ボランティアセンター立ち上げマニュアルの作成・更新等	災害発生時に、迅速に災害ボランティアセンターが立ち上げられるようマニュアルの作成・更新を進めるとともに、防災訓練等に合わせ、立ち上げ訓練等を実施する。
災害ボランティアセンターに関わるネットワーク化の推進	府県により、災害ボランティア所管の部署も異なることから、各府県の防災部局・ボランティア所管課、各府県社会福祉協議会の災害ボランティア所管部署、NPO、企業及び生活協同組合等が平常時から定期的に意見交換できる場を設ける。
ボランティアインフォメーションセンター設置に向けた交通事業者との連携	ボランティアに対して、情報発信を行うボランティアインフォメーションセンターを設置できるような場所を事前選定し、高速道路会社や鉄道事業者の主要駅等に設置するための連携を図る。

【参考】災害ボランティアセンターの設置運営方式

災害ボランティアセンターの立ち上げ及び運営にあたっては、自治体により様々な方式で行われているが、ここでは、3つの事例を示す。

区 分	内 容
行政主導型	府県・市町村が中心となって災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。
社会福祉協議会主導型	社会福祉協議会が中心となって災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。
協働プラットフォーム型	ボランティア団体、NPO 等が協働で災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。

2 南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災の体系

南海トラフ地震防災対策推進地域等の指定があった場合、各防災関係機関は、中央防災会議が作成する南海トラフ地震防災対策推進基本計画を基本に、南海トラフ地震防災にかかる各種計画を作成することとされている。

計画名	作成主体	記載事項
南海トラフ地震防災対策推進基本計画	中央防災会議	・南海トラフ地震防災対策の推進の意義、基本的方針、基本的施策 ・南海トラフ地震発生時の災害応急対策方針 ・南海トラフ地震防災推進計画及び南海トラフ地震防災対策計画の基本事項
南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震防災対策推進地域内の都道府県及び市町村の防災会議	・地震防災上緊急に整備すべき施設（避難場所、避難経路、消防用施設等）等の整備 ・津波防護、避難・救助 ・防災訓練 ・関係者の連携協力確保 ※市町村は、津波避難対策緊急事業計画の基本事項も定めることができる。

津波避難対策緊急事業計画	津波避難対策特別強化地域内の市町村	・避難場所、避難経路 ・集団移転促進事業 ・要配慮者利用施設の移転 ※防災対策推進計画に基づき定める
南海トラフ地震防災対策計画	南海トラフ地震防災対策推進地域内の不特定多数の者が出入りする施設等の管理者・運営者	・施設ごとの避難確保計画

3 防災・減災事業の展開

広域連合は、関西が高いポテンシャルを有している技術やノウハウも活用しながら、災害による被害の発生防止及び被害の軽減を行う先導的な防災・減災事業を実施する。

(1) 災害対応体制の整備

① 関西広域応援・受援実施要綱の充実

広域連合は、大規模広域災害発生時に広域連合等が行う広域応援・受援の具体的な手順を取りまとめた関西広域応援・受援実施要綱について、災害対応や広域応援訓練等の成果を踏まえ、適宜見直しを行う。

② 緊急派遣体制の整備

広域連合は、大規模広域災害発生時において、応援の必要性についての情報収集のための緊急派遣チーム、応援決定後の被災府県等の支援ニーズの把握等のための現地支援本部の設置等を迅速に実施できるよう、緊急派遣体制を整備する。

ア 緊急派遣チーム（先遣隊）の編成

広域連合、構成団体及び連携県は、応援の必要性について判断する情報を収集するため、災害時に必要に応じて被災府県へ派遣する緊急派遣チーム（先遣隊）を編成する。被害想定のある特に大規模な災害については、被災府県と派遣予定府県の暫定的な組み合わせを事前に定めておき、これに基づいて編成する。

なお、応援職員の派遣に当たっては、感染症流行下においては、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

（参考）南海トラフ地震応急対応マニュアルに定める暫定の組み合わせ

被災府県	派遣予定府県
三重県	福井県
和歌山県	滋賀県
徳島県	鳥取県

イ 現地支援本部（被災府県）・現地連絡所（被災市町村）設置・運営要領の作成

広域連合は、大規模広域災害時に被災府県庁内等に設置する現地支援本部

及び被災市役所・町村役場内等に設置する市町村現地連絡所について、連携体制や役割を明確にした上で、設置及び運営に関する要領を作成する。

ウ 緊急派遣チーム（先遣隊）の受入体制の整備

構成団体は、緊急派遣チームの受入がスムーズに進むよう、受入体制を整える。

また、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫や TV 会議及び Web 会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

③ 救援物資の備蓄、集積・配送体制の構築

広域連合は、災害発生時に必要となる食料等救援物資の備蓄、集積・配送体制を整備する。

構成府県は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係機関との連絡調整を行う。

ア 緊急物資円滑供給システムの運用

広域連合は、大規模広域災害発生時において、被災した自治体からの要請を待たずに被災地に緊急輸送するプッシュ型支援による物資及び構成団体や全国からの支援物資を被災者に迅速に届けるため、緊急物資円滑供給システムの運用を図る。

併せて、構成団体、事業者団体及び事業者等で構成される関西災害時物資供給協議会を通じ、行政、企業の連携体制を構築し、大規模災害時に緊急物資円滑供給システムが機能するよう平時から体制構築に取り組む。

また、輸送ルートの確保に関しては、救援物資のみならず応援要員の派遣や避難者の搬送も含め、陸上輸送ルートが確保できない場合の代替ルートとして、海運・航空事業者、空港・港湾管理者と緊急輸送にかかる協定の締結や自衛隊や海上保安庁と調整を行うなど海路・空路を活用した輸送ルートの確保を図る。

その際、物資調達・輸送調整等システムとの整合を図ることとする。

緊急物資円滑供給システムの概要

民間事業者の参画のもと大規模災害時に被災者に緊急物資を円滑に供給する仕組み

- ・ 被災自治体の災害対策本部事務局内に、民間のノウハウを活用した物流専門組織を設置
- ・ 物流専門組織に対し、倉庫協会、トラック協会等から専門家の派遣支援を受ける。
- ・ チェックリストの活用により、担当ごとの業務を定型化するとともに、事務の進行管理を円滑に実施
- ・ 物資拠点は、物流事業者に運営を委託
- ・ 弁当等の日配品については、各拠点を経由せず、製造業者等から避難所への直送など、輸配送時間を短縮したルートを構築
- ・ 避難所までの配送は、宅配業者等に委託

イ 物資調達・輸送調整等システム（国）の運用

構成団体は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供

を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

ウ 資機材の活用

長期の断水に備えるとともに、避難所におけるより良好な生活環境の確保のため、市町村は、災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保、携帯・簡易トイレ等の備蓄、マンホールトイレや仮設トイレ等の整備等を図る。また、広域連合は、構成団体及び連携県におけるトイレカーやランドリーカー等の移動型車輛や水循環型シャワー等の資機材について、保有状況の情報共有を行う。

エ 基幹的物資拠点（0次拠点）の設定

広域連合は、被災府県の広域物資拠点が被災により、使用不能に陥った場合、又は、広域防災拠点が不足する場合に、府県域を越え、被災した広域物資拠点の機能を補完するため、大規模かつ物流機能が充実している施設及び民間物流拠点を基幹的物資拠点（以下、「0次拠点」という。）として位置づける。

広域連合は、三木総合防災公園（兵庫県）を0次拠点の候補地としているが、実際の設定にあたっては、0次拠点を設置するときの手順をまとめた「基幹的物資拠点（0次拠点）運用マニュアル」に基づき実施する。

広域連合及び各構成団体は、関西広域応援訓練や過去の物資拠点運営の実例をまとめた物資拠点運営事例集等により0次拠点の設置手順等の確認・検証を行い、緊急物資を円滑に供給する能力向上を図る。

【参考】

国は、大規模災害発生時に、被災自治体の要請を待たず国が物資を調達し被災自治体へ支援をするプッシュ型支援を行うこととしており、全国8地域の各拠点（北海道、宮城県、愛知県、兵庫県、高知県、熊本県、福岡県、沖縄県）に、発災後の避難生活ですぐに必要で、調達に時間を要する物資について、あらかじめ一定量の備蓄を行っている。近畿地方においては、三木総合防災公園（兵庫県）がその拠点に指定されている。

④ 被災行政支援体制の整備

大規模広域災害発生時には、津波災害等により庁舎が被災するなどした被災市町村は、行政機能の大幅な低下により、膨大な災害対応事務の発生に対応しきれない場合がある。

このため、構成府県において、平時から管内市町村と協議等を行い、実効性のある支援体制の整備を進める。

項 目	内 容
ア 被災市町村の被害状況に応じた支援体制の確保	・構成府県は、被災市町村の被災程度に応じて、管内市町村の理解と協力を得て、応援する分野、人数を確保し、応援体制として支援チームを確保できるように努める。 【支援チーム（※）の構成例】 ※行政の機能回復に向け、支援アドバイスを行う人員で1つのチームを構成 総括 - ロジスティクス担当（チーム員の業務・生活のサポート） - 教育支援担当 - 保健・医療・福祉担当 - 災害廃棄物処理担当 - ボランティア統括担当 - 仮設住宅等住宅対策担当 - 市町村機能支援（避難所運営、家屋被害認定等、証明書等発行）担当 - 人と防災未来センター 研究員 等 【行政事務分野別業務支援（※）の種類】 ※特定行政分野の個別業務支援 ・家屋被害認定 ・健康相談 ・栄養相談 ・こころのケア ・災害廃棄物処理 等
イ 市町村におけるカウンターパート方式の呼びかけ	・東日本大震災において、市町村レベルのカウンターパート方式による応援（非被災市町村が特定の被災市町村を応援）が有効であったことを踏まえ、構成府県は、管内市町村に同方式による応援について呼びかける。 （応援分野例） 救援物資などの物的支援、避難所運営、災害廃棄物処理、被災者健康相談・避難所衛生対策、被災家屋所有者確認、家屋被害認定、罹災証明発行、被災住宅応急修理、税務、生活再建支援金、義援金、災害弔慰金、仮設住宅入居、遺体安置所などの業務

⑤ 災害発生時への備え

構成団体・連携県及び市町村は、災害対応の効率化・円滑化を図るため、対応状況をチェックしながら災害対応を進めることができるようにするなど、発災後の各フェーズに応じて必要となる様々な災害対応業務について、ポイントや留意事項などを整理した計画やマニュアル等を作成し、実効性確保のための訓練・研修を実施するよう努める。

⑥ 避難体制の整備

ア 情報発信手段の整備

構成団体及び管内市町村は、緊急地震速報を始めとする災害情報が住民に確実に届くよう、市町村防災行政無線や、緊急速報メール、SNS、アプリケー

ション、Ｌアラート等を用いた多様化・多重化した情報発信手段の整備に努める。

また、外国人への情報発信にあたっては、多言語ややさしい日本語を活用した情報発信に努める。なお、在日外国人と訪日外国人では必要とする情報が異なることから、発信すべき情報がそれぞれに対応したものとなるよう留意する。

【参考】災害時の情報入手方法等周知のための外国人観光客向け啓発カードの作成

府県域を越えて広域的に観光地等を移動する外国人観光客は、被災経験や災害に関する基礎知識がない、土地勘がない、日本語によるコミュニケーションに不慣れな場合が多いことから、発災時に円滑な避難行動をとれないおそれがある。

そのため、関西広域連合は、平時から、携帯電話端末等を用いて、QRコードを読みとることで、災害時に外国人観光客が自らとるべき行動、災害時における災害関連情報の入手方法等の周知に活用できる啓発カードを令和２年に作成し、観光案内所、宿泊施設等で配布を行っている。（令和５年３月 更新）



イ 避難行動要支援者の避難支援

構成府県は、市町村が平常時から避難行動要支援者の支援を担う自主防災組織や民生委員等との間で避難行動要支援者名簿を共有するとともに、避難支援プラン（全体計画）及び要支援者一人ひとりのプラン（個別避難計画）を作成するよう働きかける。[その際、医療ケアが必要な人たちへの配慮についても留意する。](#)あわせて、避難先での生活への配慮が行き届くよう備えの充実を促す。また、社会福祉施設等において避難計画の作成や避難訓練が実施されるよう働きかけるとともに、市町村の取組を支援する。

市町村は、避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、関係機関と連携のうえ、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。その際、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 指定緊急避難場所の整備

市町村は、指定緊急避難場所の指定を進めるとともに、住民に周知徹底を行う。指定緊急避難場所の指定にあたっては、地震に伴う津波や火災等に対し安全な構造を有する施設又は災害発生時に危険を及ぼすおそれのない場所を指定する。

また、災害時に施設の開放等を行えるよう、管理体制について事前に具体的な調整を図る。

構成府県は、管内市町村が進める指定緊急避難場所の整備について、必要な支援を行う。

エ 指定避難所の整備

市町村は、指定避難所の指定を進めるとともに、平常時から住民に場所・収容人数等について周知徹底を行う。また、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報の把握に努める。なお、指定避難所の指定にあたっては、下記の項目に留意して指定する。

- ・ 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有していること
- ・ 速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有していること
- ・ 耐震性・耐火性が確保されており、津波等による被害のおそれがないこと
- ・ 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること

なお、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合は、計画的な安全確保対策に努める。

また、指定避難所として活用する施設について、学校や指定管理施設等を指定する場合は、指定避難所としての施設の利用方法、運営管理に関する役割分担等について事前に管理者等と具体的な調整を図る。

さらに、指定避難所における良好な生活環境を確保するために、施設整備や、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所内の空間配置図やレイアウト図等の施設の利用計画を含む運営管理に係るマニュアル作成・訓練等の実施、専門家等との情報交換等に努める。

加えて、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

また、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所は、防災担当部局と連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。さらに、管内市町村の防災担当部局と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて自宅療養者等に対し、個人情報に留意しつつ、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。

市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者（高齢者、障害者等を表記）を特定して公示する。

構成府県は、管内市町村が進める指定避難所の整備について、必要な支援を行う。

⑦ 医療提供体制の整備

ア 救急医療提供体制の整備

構成府県は、被災地域における医療活動を実施するため、DMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）等の整備に努める。また、

被災地域の医療機関や、医療救護所等に医薬品等を提供するため、医薬品等の確保・供給体制を整備する。

広域連合及び構成府県は、被災地において、DMAT 活動を中心とする「超急性期医療」から、医療救護チーム等による診療支援など「急性期から慢性期」への移行を円滑に進めるため、「災害医療コーディネーター」の養成に努める。

広域連合は、災害医療セミナー等の実施により、各府県のコーディネーター間の連携強化を図る。

広域連合及び構成府県は、災害時のドクターヘリの運用体制の構築を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

イ 医療機関における災害対応体制の整備

構成府県は、災害時に医療機関において継続的に医療が提供され、また早期に診療機能が回復されるよう、災害拠点病院をはじめとする医療機関に対し、業務継続計画（BCP）の作成を働きかけるとともに、災害拠点病院間の連携強化及び情報共有体制が構築されるよう必要な支援を行う。

また、食料、飲料水、医薬品等の備蓄について働きかけるとともに、優先的に供給するための体制の整備に努める。

⑧ 保健医療福祉活動体制の整備

ア 保健医療福祉調整本部体制の整備

構成府県は、災害時の保健医療福祉活動に関する活動を総合的に調整するため、保健医療福祉調整本部の体制を整備。併せて、当該本部のもと地域の保健医療活動を実施する保健所の機能強化を図る。

また、被災府県が設置する同本部への業務支援を行うため、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）やDWAT（災害派遣福祉チーム）、災害支援ナース、保健師等チームの構成員の人材育成と資質の維持向上に努めるとともに、広域連合と構成府県の間で保有チーム数などの情報共有を行う。

イ 避難所等における保健医療福祉提供体制の整備

構成府県は、避難所等における保健医療福祉活動を実施するため、医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師、福祉専門職等による支援チームの整備に努めるとともに、訓練や研修、会議の開催等により、人材育成と資質の維持向上を図る。

⑨ 広域避難体制の整備

大規模広域災害発生時には、多数の避難者が生じ、被災府県内の避難所で収容できない場合がある。また、津波災害などの状況によっては、避難が長期化する可能性があり、被災地においては、ライフラインの途絶やプライバシーが保持しにくい状態など厳しい避難生活が長引くことが想定される。

このため、府県域を越えた避難が迅速になされるよう、構成府県は管内市町村の協力を得ながら準備に努める。

また、保健医療・福祉等の関係機関・団体と連携し、入院患者や施設入所者の受け入れ先の確保を進めるなど、要配慮者の避難支援対策を推進する。

さらに、構成団体・連携県及び市町村は、国と連携して、避難元・避難先の

自治体間の情報連携の円滑な運用・強化を図る。

ア 公営住宅等の空き室状況の把握

構成団体は、災害時に被災者の公営住宅等への一時入居が迅速に図られるよう、管内の公営住宅、府県・市町村職員住宅等の空き状況を把握できる仕組みを整備する。

広域連合は、広域避難のための調整ができるよう、都市再生機構住宅（UR住宅）及び国家公務員宿舎等について、その空き室情報を一括して把握する仕組みを整備するとともに、構成団体が調査した公営住宅等の空き状況を取りまとめることができるよう構成団体と調整する。

イ 旅館・ホテル・不動産協会等との連携

広域連合は、構成団体と連携して旅館・ホテル・不動産協会等との災害時の避難場所としての住宅供給に関する協定の締結など連携に努める。

また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、各府県の宅建協会や不動産協会各府県本部等と締結した「大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」に基づき、必要な情報共有や協議を行う。

ウ 避難行動要支援者の避難支援

構成団体は、被災地からの入院患者や施設入所者を受け入れられるよう、受入病院や社会福祉施設を把握し確保できる準備を事前に整える。

エ 在宅避難等の推進

構成団体・連携県及び市町村は、住宅の被災が軽微な被災者は在宅で留まるように誘導する方策等を推進するとともに、ライフラインの復旧が長期間に及び、被災地での生活環境の整備が困難な場合等においては、被災地外の親戚・知人宅、避難所、ホテル・旅館等への避難等を促す方策も推進する。

オ 災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等の整理

構成団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、域内自治体同士の応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

広域連合は、構成団体の取り組み状況を把握し、広域連合内での情報共有に努める。

⑩ 帰宅困難者支援体制の整備

大規模広域災害が発生し、交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった住民が発生した場合、一斉帰宅によるトラブルが発生する可能性がある。

広域連合では、これらのトラブルを未然に防ぐため、構成団体及び連携県と連携して、一斉帰宅の抑制、ターミナル駅周辺等の混乱防止、一時退避場所・一時滞在施設の確保、帰宅支援、帰宅困難者等への情報提供等の体制整備に努める。

ア 一斉帰宅の抑制

広域連合及び構成団体は、関係機関と連携して、災害時における一斉帰宅の抑制などの周知・呼びかけを行うとともに、企業等が発災時間帯別で取るべき行動、施設内待機等を盛り込んだ計画策定や、施設内待機のための備蓄整備等が進むよう働きかける。また、災害時には、速やかな情報発信ができるよう、あらかじめ定型文例等を定めておく。

イ ターミナル駅周辺等の混乱防止、一時退避場所・一時滞在施設の確保

市町村は、「駅前滞留者対策協議会」を設置・運営し、ターミナル駅周辺等の混乱防止に向けた取組を推進するとともに、一時退避場所及び一時滞在施設の確保に努める。

ウ 一斉帰宅抑制後の分散帰宅の促進

広域連合及び構成団体は、関係機関と連携して、分散帰宅の基本原則の周知・普及、情報連絡体制の整備に努める。また、災害時には、速やかな情報発信ができるよう、あらかじめ定型文例等を定めておく。

エ 帰宅支援

広域連合は、広域的に営業するチェーン店、企業、団体等と協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努めるとともに、発災時、徒歩帰宅者にステーションの開設状況を周知する。

構成団体は、徒歩帰宅ルートの沿道自治体及び事業所と連携し、当該道路を活用した徒歩帰宅訓練を実施する。

オ 帰宅困難者等への情報提供

広域連合及び構成団体は、関係機関と連携して帰宅困難者等に対して的確に情報提供が行えるよう、情報提供体制の構築に努める。

また、構成団体は、防災部門にとどまらず、観光部門、国際部門と連携し、訪日外国人を含む観光客への支援体制を構築する。

【参考】関西広域連合 帰宅困難者NAV I（ナビ）

令和元年9月に策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」を踏まえ、大規模災害発災時に、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、出発地と目的地を入力するだけで、徒歩帰宅ルートや沿道の災害時帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「関西広域連合 帰宅困難者NAV I（ナビ）」を作成し、利用促進に向けた周知を行う。
詳細は下記URLを参照。

URL：<https://kansai-kitaku.jp/>



ポータルサイト(検索画面)

⑪ 罹災証明書の発行体制の整備

市町村は、発災後に、被災者への支援状況等の情報を一元的に集約できる被災者台帳機能を持ったIT支援システムを活用するなど、罹災証明書の交付が遅滞なく行えるよう、住家被害の調査担当者の育成や応援の受入体制の構築や

迅速な被害認定調査のためのリモート判定の仕組み等の整備に努める。

また、家屋等の被害の程度を調査する際は、必要に応じ、航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定結果等の活用を図るなど、適切な手法により実施する。

構成府県は、発災時に家屋被害認定調査を迅速に行えるよう研修機会の拡充を図る。また、担当者の名簿登録、他府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化に努める。

広域連合は、構成府県が行う研修機会の拡充等を支援する。

⑫ 災害廃棄物処理対策

構成府県は、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施（地方自治法第 252 条の 14）する場合における廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画に具体的に示す。

市町村は、十分な大きさの仮置き場、最終処分場の確保に努めるとともに、構成府県は、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理能力の多重性や代替性の確保を図る。

加えて、ボランティア、NPO 等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(2) 訓練・研修の実施

① 広域応援訓練等の実施

広域連合は、関西が一体となって大規模広域災害に対処する体制を強化するため、大規模広域災害を想定し、構成団体、連携県、関係機関等が参加する広域応援訓練（実動・図上）等を実施する。

○ 訓練の内容

広域連合災害対策本部事務局の立ち上げ・運営訓練、同災害対策本部設置運営訓練、構成団体の応援・受援訓練、国の現地対策本部との連携訓練、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練、広域避難を想定した実践型の防災訓練、国の応急対策職員派遣制度を活用した訓練等

【先行事例】新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた避難所開設・運営訓練の実施（堺市）

堺市と大阪府の合同により、令和2年7月22日、元堺市立原山ひかり小学校において、日本赤十字社大阪府支部、一般社団法人避難所・避難生活学会、人と防災未来センターの協力のもと、市町村が感染症対策を行った避難所開設・運営を行えるように、他の市町村が見学可能な形での避難所開設・運営訓練を実施した。

3密を避けるため、参加者は4班に分かれ、①避難者受付及び体育館レイアウト訓練、②避難スペース確保及び別室レイアウト訓練、③消毒等衛生用品使用訓練、④資器材使用訓練の4ブースをローテーションする形で見学会を行った。



② 防災分野の人材育成

広域連合は、[災害対応及び被災地支援における構成団体府県・連携県](#)の防災担当職員の災害対応能力の向上と[必要な人材の確保](#)を図るため、[府県及び市町村職員に対する](#)専門的な研修を行う他、構成団体主催の研修や人と防災未来センター（所在地：神戸市）等研究・研修機関が実施する研修への参加を促す。

なお、研修においては専門家の知見を活用することとする。

ア 広域連合共通研修の実施

構成団体防災部局職員等を対象に、共通の課題についての研修を、構成団体持ち回りにより共同実施する。

《実施研修》

- ・ 防災担当職員向け基礎研修
- ・ 災害救助法実務担当者研修
- ・ 家屋被害認定業務研修 等

イ 構成団体主催研修への他構成団体職員の参加

構成団体の主催研修について、可能な限り他の構成団体職員が参加できるよう配慮する。

ウ 人と防災未来センターで実施する災害対策専門研修への積極的な参加

人と防災未来センターで実施している階層別の専門研修への積極的な参加を促し、構成府県内市町村職員を含めた防災担当職員のスキルアップを図る。

《実施研修》

○災害対策専門研修（トップフォーラム）

- ・ 自治体の首長を対象としたコース

○災害対策専門研修（マネジメントコース）

- ・ベーシック：自治体における防災・危機管理担当部局の職員（経験年数の浅い者）向け
- ・エキスパート：自治体における防災・危機管理担当部局の職員（ベーシックコースを修了した者又はそれと同等の知識があると認められる者）向け
- ・アドバンスト：自治体における防災・危機管理担当部局の職員のうち将来も当該部局の幹部として期待される者（エキスパートコースを修了した者又はそれと同等の知識があると認められる者）向け

○災害対策専門研修（特設コース）

- ・テーマ、目的、対象者を絞ったコース（内容・期間・対象は年度により若干異なる。）

(3) 津波災害対策の推進

津波被害による避難が適切になされるよう、広域連合及び構成団体は、次の対策を実施する。

① 警戒避難体制の整備

関係構成府県は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、最大クラスの津波を想定した津波浸水想定を設定・公表し、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、必要な場合に津波災害警戒区域として指定する。

津波災害警戒区域がある市町村は、津波浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所や避難経路等を記載した津波ハザードマップを作成し、住民に周知する。
（設定・指定の状況）

津波浸水想定の設定 （国土交通大臣への報告分）	京都府、大阪府、兵庫県（阪神、淡路、神戸、播磨地域、日本海側）、和歌山県、徳島県、三重県
津波災害警戒区域	京都府、和歌山県、徳島県

② 津波被害想定の実施

関係構成府県は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の基礎とするため、南海トラフ地震及び日本海側の地震に関して、国が実施する被害想定を踏まえ、津波災害を含む被害想定を行う。

（津波被害想定の内容）

浸水範囲、浸水深、浸水予測時間等を表示するマップの作成、暴露人口、人的被害、建物被害の予測等

③ 津波避難ビルの指定

構成府県は、必要に応じて、市町村に津波の緊急避難場所となる津波避難ビルを指定するように働きかける。

また、市町村は、民間施設等を津波の緊急避難場所として活用できるよう、管理者との協定締結等を検討する。

④ 高架鉄道駅・高速道路の活用

広域連合は、構成団体と連携して津波発生時に、平野部などで高台がない場合などに、高架鉄道駅や高速道路のパーキングエリア等を避難場所として活用す

ることについて関係事業者と協議を進める。

⑤ 地下街等・要配慮者利用施設等の避難対策

市町村地域防災計画等で名称・所在地が定められた地下街等・要配慮者利用施設の管理者等には、水防法により避難確保計画の策定・公表と避難訓練の実施が義務づけられている。

また、内閣総理大臣が指定する南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災対策推進地域の医療機関、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設等の管理者には、防災対策計画の策定と、都道府県への届出が義務づけられている。

広域連合及び構成府県は、これらの対策が円滑に講じられるよう、管内市町村とともに施設管理者等に働きかける。

⑥ 住民への津波避難の共同啓発

広域連合は、構成団体と連携して津波避難に関して、あらゆる機会を利用して、次の事項について啓発を行う。また、学校教育の場において津波避難教育がなされるよう、働きかける。

(津波の心得)

- ・ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海滨から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ・ 地震を感じなくても、津波注意報や津波警報、大津波警報が発表されたときは、直ちに海滨から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ・ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- ・ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- ・ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない（最低6時間は避難所に滞在する）。
- ・ 津波を絶対に見に行かない。
- ・ 海岸や河川敷からできるだけ早く高い所に避難する。
- ・ 避難指示は守り、避難所に避難する（避難所には多くの情報が集まる）。
- ・ 普段から浸水域や到達時間、避難場所を確認しておく。

(4) 孤立集落対策の実施

広域連合は構成府県と連携し、府県境の山間部等で孤立集落が発生した場合に備え、応援体制を整備する。また、通信電波が届かない地域の解消について、携帯電話事業者各社への協力要請、衛星通信、衛星写真、物資搬送等における民間ヘリコプター、ドローンの活用等に係る協定の拡大などに取り組む。

構成府県は、孤立集落対策として、災害時に孤立する可能性のある集落について、災害発生直後の救命救助に最も必要となる通信手段及びヘリコプター臨時着陸場等の確保、早期の道路啓開のための道路管理者等との連携体制の整備及び関係機関が連携した訓練や受援計画に基づく訓練の実施に努めるほか、集落や自宅での備蓄の促進を働きかける。

※ 孤立集落とは、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において、土砂災害などにより、道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態

(5) 地域防災力の向上

① 住民への普及啓発

阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験と教訓を忘れることなく、地震・津波災害に備えて、日頃から、一人ひとりが「自助」「共助」の精神を持ち、自分のため、家族や地域のために、自ら実践できる減災のための取組を進める必要がある。

このため、広域連合は、構成団体と連携して啓発キャンペーンに努めるとともに、構成府県・市町村や防災士等の地域の防災リーダーと連携し、次に掲げる減災対策の普及に努め、住民の主体的な減災への取組を促進する。

また、住民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性、正常性バイアス（自分は災害に遭わないという思い込み）等を認識し、避難行動を取るべきタイミングに適切な避難行動がとれるよう、普及啓発を図る。

啓発項目	内 容
ア 家庭での減災の取組	様々な災害が発生する可能性に備え、家庭内での備蓄を促進（ <u>最低3日間、推奨1週間分</u> ）するとともに、日頃から家庭内において、ア）災害時の連絡方法、イ）避難場所、ウ）避難経路、エ）家族の役割分担、オ）家屋の危険箇所や設備の確認箇所、カ）備蓄品や非常持ち出し品等の確認を行う。
イ 事業所での減災の取組	事業所では、ア）事業継続計画（BCP）の作成、イ）建物の耐震性の確保、ウ）転倒落下防止、エ）自家発電施設の津波による浸水の有無の確認、オ）事業所内での備蓄、カ）地域の防災訓練への参加等を行う。
ウ 地域コミュニティでの減災の取組	「自分たちの地域は自分たちで守る」という阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、自主防災組織等による地域コミュニティレベルでの実践的な防災訓練を実施する。
エ 要配慮者の避難支援対策の普及・促進	民生委員・児童委員等地域での福祉に携わる者は勿論、自治会や自主防災組織でも要配慮者の所在等の情報共有に努め、迅速に安否確認や避難支援、救助などが行える体制を準備する。
オ 情報収集手段の確保	住民各自が身近で携帯性もあるラジオや携帯電話を確保し、気象情報や地震速報等の最新情報を確認するよう努める。
カ 住宅の耐震化	昭和56年以前（新耐震基準適用前）に建てられた住宅において、簡単な耐震チェックでできる自宅の自己診断を促すとともに、耐震性が低い場合は、専門家による耐震診断と必要に応じた耐震改修を行うよう努める。
キ 室内安全対策（家具の固定等）	倒れてきた家具や落下物による負傷や避難路をふさぐことなどを防止するため、建物の耐震化と合わせ、家具の転倒防止対策等を行い安全の確保を行う。

② 地域防災リーダーの育成と防災教育の推進

広域連合は構成団体と連携して、地域防災リーダーの育成に努めるとともに、学校や地域における防災教育の充実に努める。

(6) 消防団の広域応援体制の推進

総務省消防庁の「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会報告書」において、「東日本大震災における消防団の広域応援は高い評価を受けており、国、都道府県、市町村が協力し、消防団の理解を得ながら推進していくことは意義がある」とされているが、消防団員は他に生業等を有していること等から遠く離れた地域への長期間の応援出動は難しいという事情を考慮しつつ、大規模災害発生時における消防団の広域応援の推進を支援する。

(7) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進

① 防災基盤施設の整備促進

ア 地震防災上重要な施設等の整備

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて制定された地震防災対策特別措置法に基づき、各都道府県において策定されている地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、引き続き、地震防災上重要な施設等の整備を推進するため、6次に向けた計画の策定を進めている。

構成府県は、地震防災緊急事業五箇年計画等を踏まえ、緊急輸送道路をはじめとする道路、公共施設の耐震化、海岸・河川施設、砂防・治山施設、ライフライン関係施設、備蓄関係施設、農地・農業用施設等の防災基盤施設の整備を推進し、防災力のさらなる向上に努める。

イ 津波防災地域づくりの推進

構成団体は、最大クラスの津波に対して住民等の生命を守ることを最優先として、海岸保全施設等の整備、内陸部での浸水を防止する津波防護施設の整備、土地の嵩上げ、避難場所等の整備等に加え、警戒避難体制の整備、土地利用・建築制限等、ハード・ソフトの施策を組み合わせた多重防護の地域づくりを進める。

(防災基盤整備事業の体系)

区分	法律名	事業内容	特例措置
地震対策	地震防災対策特別措置法 (H7)	都道府県の「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づく事業 ①避難地、避難路 ②消防用施設、消防活動困難区域解消の道路 ③緊急輸送確保の道路・施設、共同溝等 ④公的医療機関、社会福祉施設、公立小中学校、不特定多数者利用公的建造物等の耐震改修 ⑤津波避難確保の海岸保全施設・河川管理施設 ⑥砂防設備・保安施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設、ため池 ⑦地域防災拠点、防災行政無線設備、井戸等・自家発電設備、備蓄倉庫、負傷者救護設備 ⑧老朽住宅密集市街地の地震防災対策	【国の負担補助の特例等】 以下に係る国庫補助率の嵩上げ ・消防用施設 ・へき地診療所、社会福祉施設、公立小中学校等の耐震改修 ・防災行政無線設備、井戸等、自家発電設備、備蓄倉庫、負傷者救護設備
	南海トラフ地震防災対策特別措置法 (H14)	都道府県、市町村の「防災対策推進計画」に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 ①～④・⑥・⑦は上と同じ ⑤に加え、津波防護施設の整備 ⑧石油コンビナート等特別防災区域の公共空地	財政上、金融上の配慮
津波対策		津波避難対策特別強化地域内の市町村による「津波避難対策緊急事業計画」に基づく事業 ①避難場所、避難経路の整備 ②集団移転促進事業 ③要配慮者利用施設の移転	【国の負担補助の特例等】 ・避難場所、避難経路の整備に係る国庫補助率の嵩上げ 【集団移転促進事業に係る特例措置】 ・農地転用許可要件の緩和 ・住宅団地の取得造成費が譲渡対価を上回る部分を補助対象 ・国土利用計画法等による協議等の際の配慮 ・施設除却に地方債充当
	津波対策推進法 (H23)	都道府県、市町村による津波避難施設等の整備	財政上・税制上の措置の検討
	津波防災地域づくり法 (H23)	市町村の「津波防災地域づくり推進計画」に基づく事業 ・海岸保全施設等の整備 ・市街地整備改善の事業 ・津波避難確保施設の整備・管理 ・集団移転事業 ・地籍調査の実施 ・津波防災地域づくりのための民間活力の活用 ・都道府県又は市町村による津波防護施設の管理	【推進計画区域内の特例】 ・土地区画整理事業の申出換地の特例（津波防災住宅等建設区の創設） ・津波災害警戒区域内の津波避難施設の容積率規制の緩和 ・都道府県が集団移転促進事業計画の策定主体になることも可 新設・改良に要する経費の補助

ウ 広域防災拠点の整備促進

構成府県は、大規模広域災害時に防災拠点としての機能を発揮し、救援・救護や復旧活動等の拠点となる広域防災拠点の整備を推進し、防災力のさらなる向上に努める。

(構成府県・連携県の広域防災拠点)

※令和3年8月時点。「広域防災拠点」の定義は各構成府県・連携県により異なる。

府県名	施設名	屋内外	面積	所在地
福井県	福井県産業会館	屋内	3,901 m ²	福井市下六条町 103
	サンドーム福井	屋内	5,100 m ²	越前市瓜生町 5-1-1
	敦賀市きらめきみなと館	屋内	1,600 m ²	敦賀市桜町 1-1
三重県	三重県広域防災拠点 (北勢拠点)	屋内外	13,384 m ²	四日市市中村町 2281-2
	三重県広域防災拠点 (中勢拠点)	屋内外	5,658 m ²	鈴鹿市石薬師町 452
	三重県広域防災拠点 (伊勢志摩拠点)	屋内外	35,732 m ²	伊勢市朝熊町字東谷 3477-15
	三重県広域防災拠点 (伊賀拠点)	屋内外	32,282 m ²	伊賀市荒木 1856
	三重県広域防災拠点 (東紀州〔紀北〕拠点)	屋内外	20,086 m ²	尾鷲市光ヶ丘 28-61
	三重県広域防災拠点 (東紀州〔紀南〕拠点)	屋内外	12,280 m ²	熊野市久生屋町 1330-2
滋賀県	日本通運(株)大津支店 大津1号倉庫	屋内	3,069 m ²	大津市中庄 2-1-73
	中山倉庫(株)瀬田14号	屋内	6,350 m ²	大津市栗林町 3-1
	(株)草津倉庫大津営業所 A号、B号倉庫	屋内	17,113 m ²	大津市松が丘 7-1-1
	(株)ダイコーロジサービス 第2倉庫	屋内	6,861 m ²	草津市笠山 4-1-18
	浅野運輸倉庫(株) 第6号倉庫、第7号倉庫	屋内	23,913 m ²	栗東市高野 588
	一柳運送(株) 堂山営業所栗東第二倉庫	屋内	6,554 m ²	栗東市六地藏 223-1
	(株)草津倉庫名神営業所 6号倉庫、7号倉庫(定温)	屋内	3,986 m ²	栗東市六地藏 234-8
	センコー(株) 守山PDセンター 2号倉庫、3号倉庫	屋内	27,417 m ²	守山市吉身町 5-6-7
	鴻池運輸(株) 滋賀物流センター	屋内	10,180 m ²	野洲市大篠原 1601-1
	甲西陸運(株) 甲陸配送倉庫B倉庫	屋内	3,448 m ²	湖南市柑子袋 279

	甲西陸運（株） 甲陸湖南物流センターA倉庫	屋内	3,300 m ²	湖南省小砂町 4-3
	日本通運（株） 大津支店甲賀2号倉庫	屋内	3,966 m ²	湖南省三雲 136-1
	（株）泉倉庫A棟	屋内	2,508 m ²	甲賀市水口町泉 1150-1
	湖東物流（株） 湖東物流センターD倉庫	屋内	5,380 m ²	東近江市五個荘川並町 1100
	大沢運送（株）滋賀支店 第一倉庫、第二倉庫、 第三倉庫	屋内	3,407 m ²	東近江市池庄町 1111-1
	大沢運送（株） 新滋賀物流第四倉庫	屋内	2,331 m ²	東近江市池庄町 2145
	アヤハ運輸倉庫（株）湖東倉庫	屋内	2,000 m ²	東近江市小田苅町 2004
	（株）中央倉庫湖東PDセン ターA号倉庫、B号倉庫、 C号倉庫、D号倉庫	屋内	18,879 m ²	蒲生郡日野町大谷 480-1
	日本通運（株）彦根3号倉庫	屋内	1,374 m ²	犬上郡多賀町中川原 453-3
	濃飛倉庫運輸（株） 彦根1号、彦根2号	屋内	1,238 m ²	彦根市地蔵町 148
	滋賀近交運輸倉庫（株） 柏原倉庫	屋内	9,286 m ²	米原市柏原 4045
	滋賀近交運輸倉庫（株） 長浜第3倉庫	屋内	16,642 m ²	長浜市山階町 138
	日本通運（株）長浜1号倉庫	屋内	1,320 m ²	長浜市山階町 253-1
	高島倉庫（株）安曇川事業所	屋内	998 m ²	高島市安曇川五番領 151-1
京都府	丹波自然運動公園		532,000 m ²	京都府船井郡京丹波 町字曾根小字崩下代 110—7
	山城総合運動公園		923,000 m ²	京都府宇治市広野町 八軒屋谷 1
	京都舞鶴港		484,000 m ²	京都府舞鶴市字喜多 1105—1
	京都御苑		650,000 m ²	京都市上京区京都御苑
	京都パルスプラザ （京都府総合見本市会館）			京都市伏見区竹田鳥 羽殿町 5
大阪府	大阪府北部広域防災拠点	屋内外		吹田市千里万博公園 5—5
	大阪府中部広域防災拠点	屋内外		八尾市空港 1—209—7

府県名	施設名	屋内外	面積	所在地
大阪府	大阪府南部広域防災拠点	屋内外		泉南市りんくう南浜2-14
兵庫県	三木総合防災公園	屋内外	33.5ha	三木市志染町御坂1-19
	西播磨広域防災拠点	屋内外	7.0ha	赤穂郡上郡町光都3-2-9
	但馬広域防災拠点	屋内外	5.2ha	豊岡市岩井字湯舟1492-3
	淡路広域防災拠点	屋内外	2.9ha	南あわじ市広田広田1473-12
	丹波広域防災拠点 (※受入拠点は丹波の森公苑)	屋内		丹波市柏原町柏原688
	阪神南広域防災拠点	屋内外	6.1ha	西宮市甲子園浜3
奈良県	県営競輪場	屋内外	6.7ha	奈良市秋篠町98
	第二浄化センター	屋内外	38.8ha	北葛城郡広陵町萱野460
	吉野川浄化センター	屋内外	12.7ha	五條市二見5丁目1314
	奈良県消防学校	屋内外	10,327 m ²	宇陀市榛原下井足17-2
和歌山県	和歌山ビッグホエール	屋内外	52,214 m ²	和歌山市手平2丁目1-1
	田辺スポーツパーク	屋内外	308,000 m ²	田辺市上の山一丁目23-1
	新宮市民運動競技場	屋内外	51,000 m ²	新宮市佐野1501番地
	橋本市運動公園	屋内外	283,000 m ²	橋本市北馬場455番地
徳島県	徳島県立防災センター	屋内外	20,000 m ²	板野郡北島町鯛浜字大西165
	鳴門総合運動公園陸上競技場バックスタンド	屋内外	200,000 m ²	鳴門市撫養町立岩字四枚61番地
	まぜのおか南部防災館	屋内外	34,000 m ²	海陽町浅川字西福良43
	阿波市交流防災拠点施設	屋内	15,000 m ²	阿波市市場町古田
	南部健康運動公園 (屋内多目的練習場)	屋内	1,630 m ²	阿南市桑野町桑野谷
	西部健康防災公園 (西部防災館別館)	屋内	1,630 m ²	美馬市美馬町字中島

（構成府県・連携県の「防災道の駅」について）

1 「防災道の駅」制度とは

都道府県の地域防災計画等で、広域的な防災拠点に位置づけられている道の駅について、「防災道の駅」として選定し、国が防災拠点としての役割を果たすための重点的な支援を実施する制度のこと

2 「防災道の駅」の選定要件について

(1) 都道府県が策定する広域的な防災計画（地域防災計画もしくは受援計画）

及び新広域道路交通計画（国土交通省と都道府県で策定中）に広域的な防災拠点として位置づけられていること

※ ハザードエリアに存する場合は、適切な対応が講じられていること

(2) 災害時に求められる機能に応じて以下に示す施設、体制が整っていること

① 建物の耐震化、無停電化、通信や水の確保等により、災害時においても業務実施可能な施設となっていること

② 災害時の支援活動に必要なスペースとして、2,500 m²以上の駐車場を備えていること

③ 道の駅の設置者である市町村と道路管理者の役割分担等が定まったBCP（業務継続計画）が策定されていること

(3) (2)が整っていない場合については、今後3年程度で必要な機能、施設、体制を整えるための具体的な計画があること

3 構成府県・連携県の「防災道の駅」の選定箇所

県名	市町村	道の駅名
三重県	志摩市	伊勢志摩
<u>三重県</u>	<u>津市</u>	<u>津かわげ</u>
福井県	大野市	越前おおの荒島の郷
<u>福井県</u>	<u>高浜町</u>	<u>シーサイド高浜</u>
滋賀県	甲良町	せせらぎの里こうら
<u>滋賀県</u>	<u>大津市</u>	<u>妹子の郷</u>
<u>京都府</u>	<u>京丹波町</u>	<u>京丹波味夢の里</u>
兵庫県	朝来市	但馬のまほろば
奈良県	奈良市	(仮称) 中町
<u>奈良県</u>	<u>下北山村</u>	<u>きなりの郷山北山 (仮称)</u>
和歌山県	すさみ町	すさみ
<u>和歌山県</u>	<u>海南市</u>	<u>海南サクアス</u>
<u>鳥取県</u>	<u>北栄町</u>	<u>ほうじょう</u>
徳島県	板野町	いたの
<u>徳島県</u>	<u>つるぎ町</u>	<u>貞光ゆうゆう館</u>



図1 「防災道の駅」中部ブロック（出典：R7.5.14 国土交通省 道路局企画課 報道発表資料）



図2 「防災道の駅」近畿ブロック（出典：R7.5.14 国土交通省 道路局企画課 報道発表資料）



図3 「防災道の駅」四国ブロック（出典：R7.5.14 国土交通省 道路局企画課 報道発表資料）

② 防災関連情報の一元化

広域連合は、関係機関や防災情報提供事業者等と連携して、管内の気象、ライフライン、道路情報、避難指示発表状況、被害状況等の防災関連情報を一元化し、構成団体と情報共有を図る。

また、広域連合及び構成団体は、災害リスク情報等を一元的かつわかりやすく表示・提供できるシステムの構築に努める。

③ 事業者等への対策促進

広域連合は、構成団体と連携して、民間事業者等が行う高速道路・鉄道・空港等の交通関係施設の整備、代替輸送計画の策定、電気・ガス・水道・通信等のライフライン関係施設整備、石油コンビナートの防災・保安対策（施設・設備の耐震化、液状化対策、長周期震動対策及び津波浸水対策等）の強化、地下街の防災体制の整備等の促進を図る。

④ 業務継続のためのバックアップ体制の整備促進

ア 業務継続計画の策定・運用促進と重要施設への事前対策

広域連合及び構成団体は、大規模広域災害発生時でも主要な業務の継続を確保するため、自らの業務継続計画の策定、改善を進める。また、災害対応の拠点となる施設や重要施設の耐震対策、停電対策を推進する。

さらに、構成府県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

【先行事例】避難所における停電対策（堺市）

地震や風水害その他の災害が発生し、停電により避難所において電力供給が必要となった際に、ハイブリッド車等の貸出しにより電力の供給を受けるとともに、平時から市が主催する訓練等で防災啓発活動を実施するため、令和2年8月26日に、堺市は大阪地区トヨタ各社（堺市に販売拠点を置く大阪トヨタ自動車株式会社、大阪トヨペット株式会社、トヨタ南海グループ（トヨタカローラ南海株式会社、ネットトヨタ南海株式会社））と「地域防災力の向上を目指した地域社会の連携に関する協定」を締結した。

なお、同協定の締結に先立ち令和元年12月に、市職員を対象とした避難所運営訓練に大阪トヨタ自動車株式会社が参加し、ハイブリッド車等の活用方法について情報共有を行った。



イ 基幹システムのバックアップ

広域連合は、構成団体と連携して事業継続上、重要なシステムやデータが災害により被害を受けないよう、万全の安全対策や広域連合内外のバックアップ体制について検討するとともに、企業、団体等にも基幹システムのバックアップを働きかける。

⑤ 事前防災対策等の推進

近年災害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、ハード・ソフトの両方の観点から、企業や住民など様々な主体と一体になって、事前防災対策についてより一層の検討を進める必要がある。

また、広域連合は、巨大災害時に発生するおそれがある長期・広域の停電などに対応するため、電気事業者と連携し、広域的な復旧や電力の融通等について、検討する必要がある。

⑥ 事前の復興計画の策定促進

被災後は、速やかな復興が課題となるが、復興には、まちづくりのノウハウや住民の合意形成などを必要とする事前復興まちづくり計画の策定など、莫大な作業が必要となる。復興まちづくりを早期かつ的確に行うためには、大規模災害への備えとして、事前に被災後の復興まちづくりの取組を進めておくことが必要である。